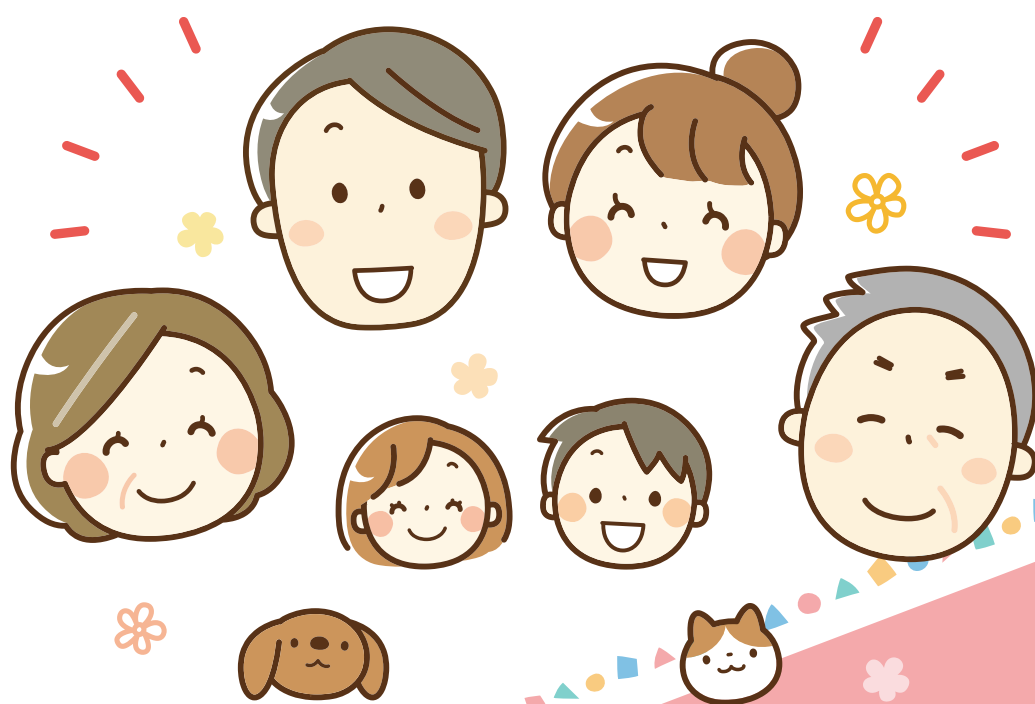


第2次大刀洗町 男女共同参画計画



令和3年3月

男女共同参画社会の実現を目指して

人口減少や少子高齢化の進展、家族形態や地域社会の変容、雇用・就業環境の変化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。このような変化に対応し、将来にわたって豊かで活力ある持続可能な社会を構築するためには、多様な人材の活用や新たな視点の導入、柔軟な発想が求められます。

そのためには、一人ひとりが性別にとらわれず家庭、地域、学校、就業の場などあらゆる分野で自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

大刀洗町では、平成21年に「大刀洗町男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき平成24年度に「大刀洗町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んでまいりました。

取り組みの成果もあり、性別による固定的役割分担意識は、少しずつ改善の兆しが見られていますが、区長、町議会等への女性の参画や、就業の場において管理職を目指す女性への段階的な学習機会不足、町民意識調査からは固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していることなど、依然として多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、令和3年度から10年間を計画期間とする「第2次大刀洗町男女共同参画計画」を策定しました。「認めあい 支えあい 共に輝く たちあらい」を基本理念に、男女共同参画社会の実現に向けて、まちづくりを進めてまいりますので、町民の皆様をはじめ、地域、事業所、関係機関の皆様のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位、さらには、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

大刀洗町長 中山 哲志



目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨 3
2. これまでの男女共同参画の取組み 3
3. 基本理念 5
4. 計画の位置づけ 5
5. 計画の期間 5
6. 計画の体系 6

第2章 基本目標と成果指標

1. 基本目標 9
2. 成果指標 10

第3章 町民意識アンケート調査結果

1. アンケート調査の概要 13
2. 調査結果 14

第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画のための意識づくり

1. 男女共同参画を進める意識啓発 21
2. 家庭・地域における学習、啓発 21
3. 学校教育等における男女共同参画の推進 22

基本目標2 男女共同参画を支える環境づくり

1. 地域における男女共同参画の推進（女性活躍の推進） 24
2. 就業の場における男女共同参画の推進（女性活躍の推進） 27

基本目標3 みんなの人権が尊重される社会づくり

1. 人権の尊重 29
2. あらゆる暴力（DV）やハラスメントの根絶 30

基本目標4 みんなが共に安心できる暮らしづくり

1. 生涯を通じた健康支援 32
2. 多様な人や家庭への支援 33
3. 子育て・介護に対する支援 35

第5章 推進体制

1. 計画の推進体制 39
2. 推進体制の整備 40

資料編

1. 大刀洗町男女共同参画推進条例 43
2. 策定の経過 49
3. 大刀洗町男女共同参画推進審議会名簿 49

第 1 章

計画の概要

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

大刀洗町においても、互いを尊重し、責任を分かち合い、自らの個性と能力を十分発揮できる男女共同参画のまちづくりを目指しています。積極的に施策を展開し、男女共同参画社会をさらに促進するため、「第2次大刀洗町男女共同参画計画」を策定しました。

2. これまでの男女共同参画の取組み

| 年 | 国 | 県 | 大刀洗町 |
|------|---|---|------------------------------|
| 1975 | 総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進会議」、「婦人問題担当室」設置 | | 大刀洗町人権・同和教育推進協議会発足 |
| 1976 | | | 婦人学級(現:女性学級)の開催 |
| 1977 | 「国内行動計画」策定 | | |
| 1979 | | 「婦人对策室」設置 | |
| 1980 | | 「福岡県行動計画」策定 | |
| 1981 | | | 「同和・教育地域巡回講座(現在は人権講演会)」第1回実施 |
| 1982 | | 「福岡県行動計画」改訂 | |
| 1985 | 「女子差別撤廃条約」批准 | | |
| 1986 | 「男女雇用機会均等法」施行 | 「婦人对策室」が「婦人对策課」へ組織改正、「第2次福岡県行動計画」策定 | |
| 1987 | 「新国内行動計画」策定 | | |
| 1989 | 学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等) | | |
| 1991 | | 「婦人对策課」が「女性政策課」へ名称変更 | |
| 1992 | 「育児休業法」施行 | | |
| 1994 | 総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」設置 | | |
| 1995 | 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) | | 「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」公布、施行 |
| 1996 | 「男女共同参画2000年プラン」策定 | 「第3次福岡県行動計画」策定 「福岡県女性総合センター『(愛称)あすばる』」開館 | |
| 1999 | 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 | | |
| 2000 | 「男女共同参画基本計画」策定 | | |

第1章 計画の概要

| 年 | 国 | 県 | 大刀洗町 |
|------|--|---|---|
| 2001 | 内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」公布、一部施行 | 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 「福岡県男女共同参画推進条例」公布、施行 | |
| 2002 | 「配偶者暴力防止法」全面施行 | 「福岡県男女共同参画計画」策定 | |
| 2003 | | 「福岡県女性総合センター『あすばる』」が「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」へ名称変更 | |
| 2005 | 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 | | |
| 2006 | | 「第2次福岡県男女共同参画基本計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 | 「男女共同参画講座」開催 |
| 2007 | | | 「あすばる出前講座」実施 |
| 2008 | | | 「大刀洗町まちづくりアンケート」実施 (男女共同参画に関する設問あり) |
| 2009 | | | 「大刀洗町男女共同参画推進条例」公布、施行 |
| 2010 | 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 | | 「大刀洗町男女共同参画社会推進に関する町民意識調査」第1回実施 文部科学省委託事業「社会教育における地域の教育力強化プロジェクトにおける実証的共同研究」実施 (現在まであらゆる形で取組を実施。) |
| 2011 | | 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 | 「大刀洗町男女共同参画計画」策定 |
| 2013 | | | 「町主催男女共同参画講演会」第1回実施 |
| 2015 | 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行 | | |
| 2016 | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 | 「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 「女性活躍推進室」設置 | 「大刀洗町特定事業主行動計画」策定 「大刀洗町男女共同参画社会推進に関する町民意識調査」第2回実施 |
| 2018 | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 | | 「大刀洗町男女共同参画計画」改訂 (大刀洗町女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画) |
| 2019 | | 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」公布、一部施行 | |
| 2020 | 「男女共同参画基本計画(第5次)」策定 | | 「大刀洗町男女共同参画社会推進に関する町民意識調査」第3回実施 |

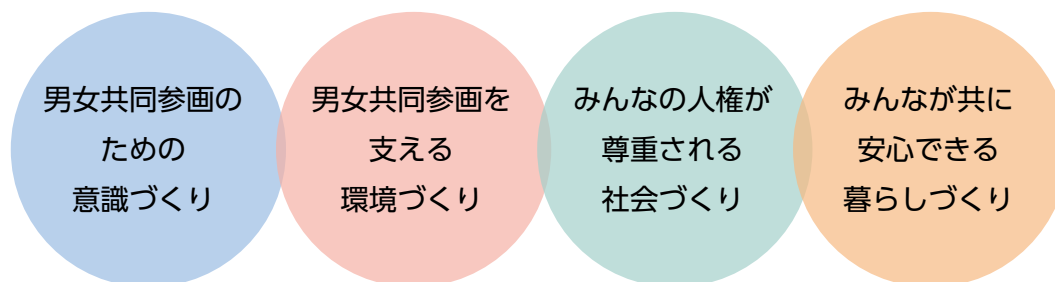
3. 基本理念

認めあい 支えあい 共に輝く たちあらい

大刀洗町は、性別に関係なく自分らしい生き方を選択できる男女共同参画のまちづくりを目指し、家庭、地域、就業の場、学校等社会のあらゆる分野において、町、町民、事業者等が協働し、男女共同参画の取組みを進めるものとします。

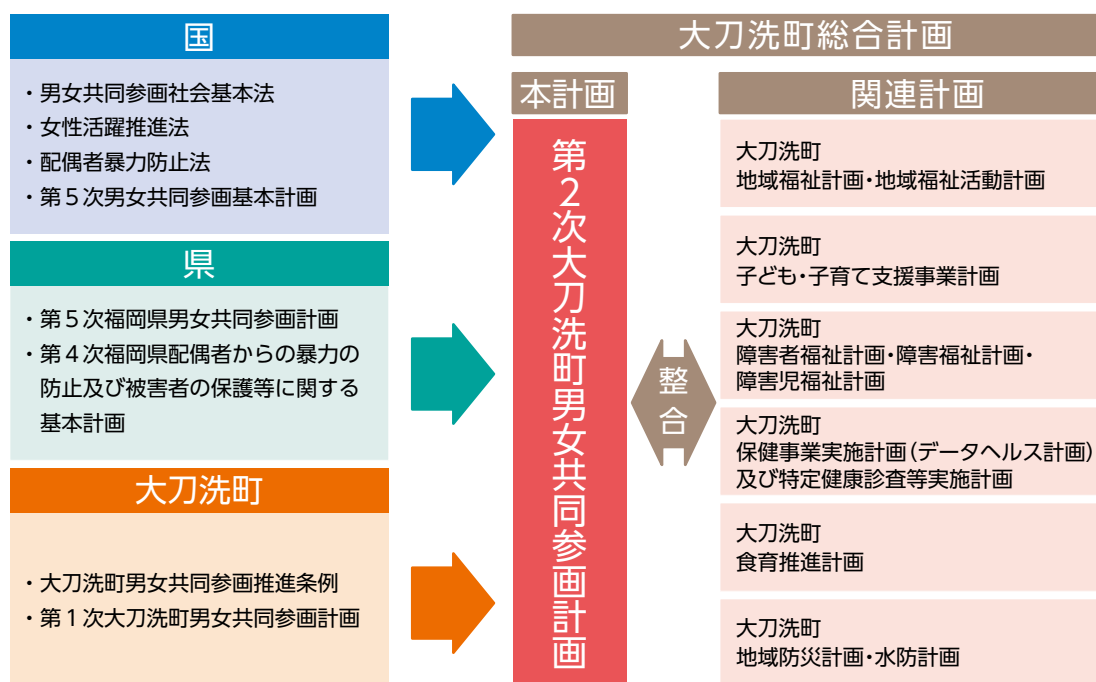
基本目標

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき4つの基本目標を次のように定めます。



4. 計画の位置づけ

- ①本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけています。そして、本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」として、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」として位置づけています。
- ②本計画は、「第1次大刀洗町男女共同参画計画」の後継計画であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次福岡県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第5次大刀洗町総合計画」との整合を図り策定しています。



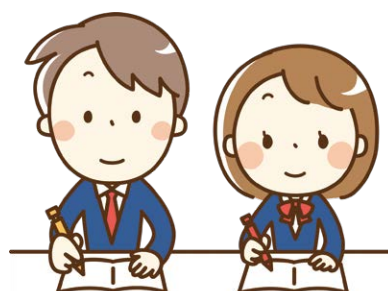
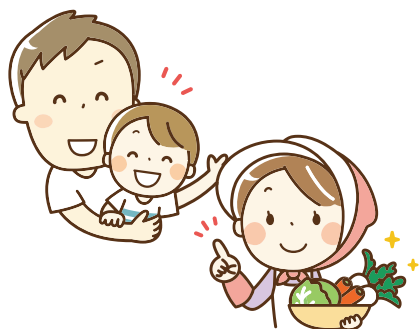
5. 計画の期間

本計画の実施期間は、2021年(令和3年)度から2030年(令和12年)度までの10年間とします。

6. 計画の体系

| | 基本目標 | 主要課題 | 施策 |
|-------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 認めあい 支えあい 共に輝く たちあらい | 基本目標 ① 男女共同参画のための意識づくり | 1. 男女共同参画を進める意識啓発 | ・男女共同参画の情報の提供及び啓発の推進 |
| | | 2. 家庭・地域における学習、啓発 | ・家庭・地域における男女共同参画の啓発 |
| | | 3. 学校教育等における男女共同参画の推進 | ・乳幼児期における男女共同参画教育の推進 ・学校における男女共同参画教育の推進 |
| | 基本目標 ② 男女共同参画を支える環境づくり | 1. 地域における男女共同参画の推進 (女性活躍の推進) | ・町の審議会等への女性の積極的登用 ・地域における女性リーダー育成の支援 ・地域防災における男女共同参画の推進 |
| | | 2. 就業の場における男女共同参画の推進 (女性活躍の推進) | ・事業所等への男女共同参画推進の啓発 ・農業・商工業団体における女性の登用の推進 ・女性農業者の地位向上のための支援 ・女性の就職支援・学習機会の充実 |
| | 基本目標 ③ みんなの人権が尊重される社会づくり | 1. 人権の尊重 | ・人権意識の啓発 |
| | | 2. あらゆる暴力(DV※)やハラスメントの根絶 | ・暴力やハラスメント防止に向けた啓発 ・関連機関の連携及び被害者への支援 |
| | 基本目標 ④ みんなが共に安心できる暮らしづくり | 1. 生涯を通じた健康支援 | ・妊娠・出産期における健康支援 ・生涯にわたる健康づくりへの支援 |
| | | 2. 多様な人や家庭への支援 | ・高齢者の生活や社会活動への支援 ・障がい者への支援 ・外国人への支援 ・ひとり親家庭等への支援 |
| | | 3. 子育て・介護に対する支援 | ・子育て支援の充実 ・介護者に対する支援 ・仕事と家庭の両立への環境整備 |

※ DV…ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など、親密な関係にある又はあったものから振るわれる暴力のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など様々な形態がある。



第2章

基本目標と成果指標

1. 基本目標

基本目標1 男女共同参画のための意識づくり

互いを尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現のためには、だれもが男女共同参画について正しく認識することが重要です。

さまざまな機会を通して、広報・啓発活動を行うとともに、家庭や地域、学校等のあらゆる場において男女共同参画の意識づくりを進めます。

基本目標2 男女共同参画を支える環境づくり

男女共同参画社会実現のためには、性別にとらわれることなくあらゆる分野に参画できる環境を整備することが大切です。本町の施策に多様な意見が取り入れられるよう、行政分野における女性の参画を拡大するとともに、自治会等の活動や防災分野での女性の参画拡大を進めます。

また、就業の場において、すべての人がいきいきと働き続けることができるよう男女共同参画の認識を深め、環境を整備する取り組みを進めます。

基本目標3 みんなの人権が尊重される社会づくり

男女共同参画の推進は、個人としての尊厳が認められることが前提であり、互いにその個性と人権が尊重されることが必要不可欠です。また、あらゆる暴力（DV）やハラスメントは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

人権に対し、学習の機会や啓発活動を進めるとともに、相談体制の充実を図っていきます。

基本目標4 みんなが共に安心できる暮らしづくり

生涯を通じて心身ともにすこやかな生活を送るために、すべての人の健康を生涯にわたり支援するとともに、多様な人や家庭への支援体制を整備します。また、すべての人がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう、一人ひとりが自分にあった多様な生き方ができる暮らしづくりを目指します。

2. 成果指標

大刀洗町の男女共同参画社会を実現するための取組みの進捗状況を把握していくために、成果指標を設定します。成果指標は年度ごとに評価を行います。

基本目標 ① ～ 男女共同参画のための意識づくり ～

| 指 標 | 現状値 ^(※1) | 目標値 ^(※1) | 説 明 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|------------------------------------|
| 家庭生活において男女平等と感じる人の割合 | 26.5% | ▲ 50% | 家庭の中で男女平等の意識が高まっていることを示します。 |
| 地域活動・社会活動において男女平等と感じる人の割合 | 25.1% | ▲ 50% | 地域活動・社会活動の中で男女平等の意識が高まっていることを示します。 |
| 学校教育において男女平等と感じる人の割合 | 46.6% | ▲ 80% | 学校教育の場で男女平等の意識が高まっていることを示します。 |

基本目標 ② ～ 男女共同参画を支える環境づくり ～

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|---------------------------------|-------|-------|--|
| 町の方針を決める会議（審議会等）における女性登用率 | 28.5% | ▲ 50% | 政策・方針決定過程へ女性が参画していることを示します。数値は大刀洗町第5次総合計画を踏まえて設定します。 |
| 区長の女性登用数 | 0人 | ▲ 8人 | 地域活動において意思決定の場へ女性が参画していることを示します。数値は各校区に女性2名以上の登用を目標に設定します。 |
| 消防団の女性登用数 | 5人 | ▲ 13人 | 地域防災において女性が参画していることを示します。数値は各校区分団に女性2名以上の登用を目標に設定します。 |
| 役場の管理職における女性登用率 | 40% | ▲ 50% | 町が積極的に女性の活躍を推進していることを示します。数値は管理職の半数が女性になることを目標に設定します。 |
| 事業所の管理職における女性登用率 | 9.8% | ▲ 30% | 町内事業所において女性の活躍が推進していることを示します。 |
| 農業経営主 ^(※2) に占める女性の割合 | 3% | ▲ 7% | 町の農業において女性の活躍が推進していることを示します。 |

基本目標 ③ ～ みんなの人権が尊重される社会づくり ～

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|----------------------------|-------|--------|---|
| 人権講演会等の参加者数 | 644人 | ▲ 700人 | 町民の人権に対する意識が高まっていることを示します。数値は大刀洗町第5次総合計画を踏まえて設定します。 |
| パートナーから一度でもDVを受けたことがある人の割合 | 29.1% | ▼ 10% | DV防止の取り組みが進んでいることを示します。数値は年2%程度減らしていくことを目標に設定します。 |

基本目標 ④ ～ みんなが共に安心できる暮らしづくり ～

| 指 標 | 現状値 | 目標値 | 説 明 |
|------------|-------|-------|---|
| 特定健康診査の受診率 | 51.6% | ▲ 60% | 定期的に健診を受けて健康に対する意識が向上していることを示します。数値は年1%程度受診者を増やしていくことを目標に設定します。 |
| 保育所の待機児童数 | 15人 | ▼ 0人 | 働く人を支援するため、保育所の受け入れ体制が整っていることを示します。数値は待機児童解消を目標に設定します。 |
| 男性の育児休暇取得率 | 0% | ▲ 30% | 役場や事業所において男性の育児参加が進んでいることを示します。 |

※1 現状値は2020年度、目標値は2030年度。

※2 認定農業者を基に設定。認定農業者とは、経営規模や所得などの一定の基準を満たした町認定の農業者のこと。

第3章 町民意識アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本計画策定に際し、町民の男女共同参画に関する意識や実態を統計的に把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

- 調査対象者：町内に居住する20歳以上の住民
- 配布数：1,500件
- 有効回答数：502件（有効回収率：33.5%）
- 抽出方法：無作為抽出法
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：令和2年6月



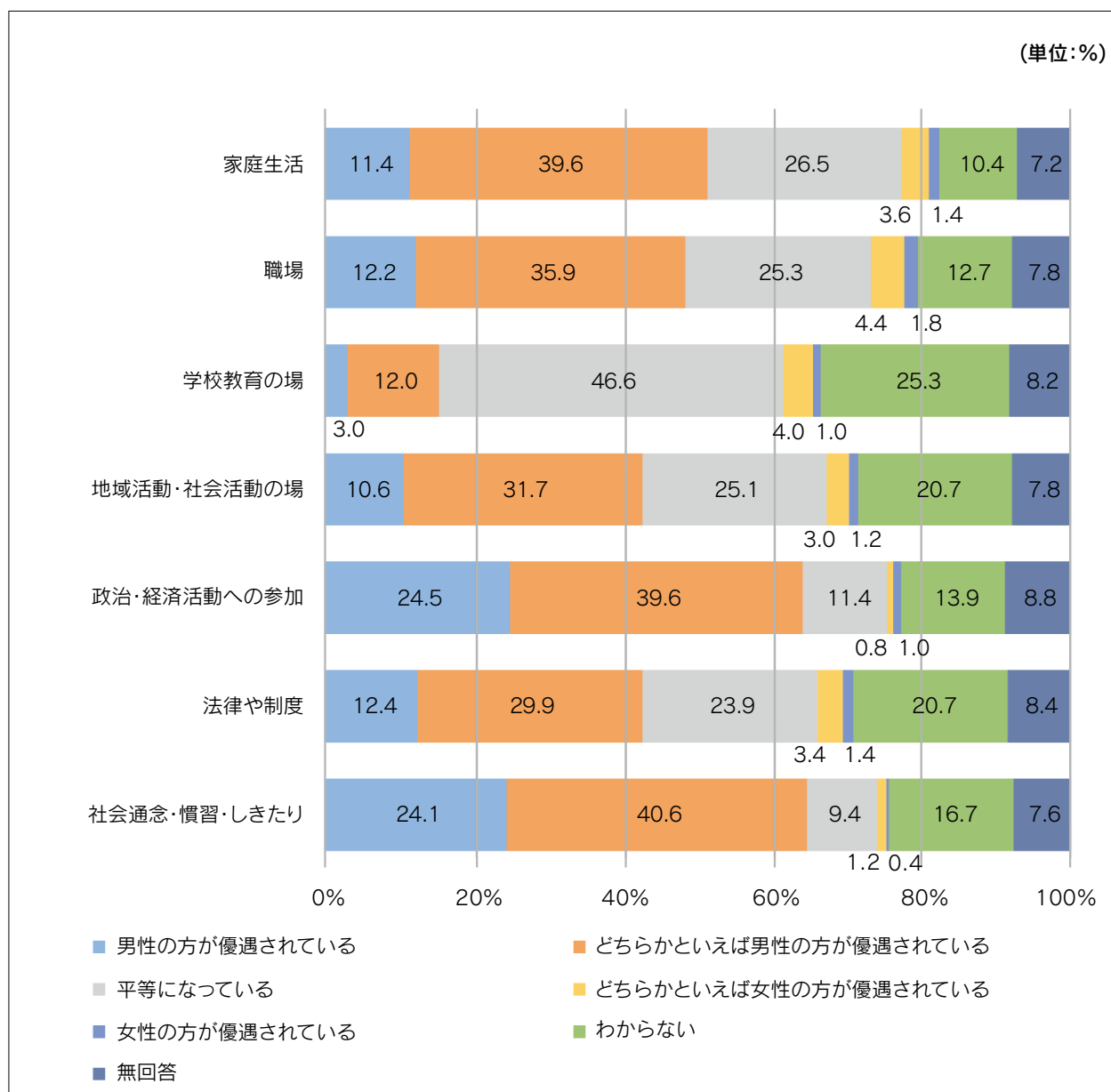
(2) 調査結果

①男女共同参画に関する意識

各分野における男女平等の意識について聞いたところ『平等である』という回答の割合が最も高かったのは「学校教育の場」であり、46.6%になっています。「政治・経済活動への参加」、「社会通念・慣習・しきたり」においては、『男性優遇』（『男性のほうに優遇されている』、『どちらかといえば男性のほうに優遇されている』の合計）の割合が高くなっています。

分野によって男女平等の意識の違いがみられますが、ほとんどの分野で『男性優遇』の意識があることがわかります。

【男女共同参画に関する意識】

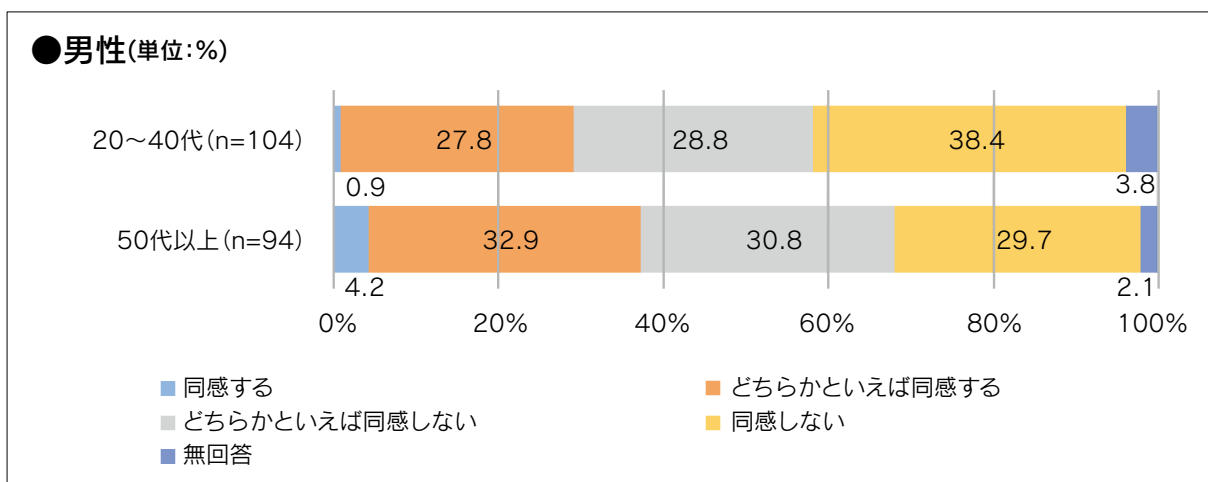
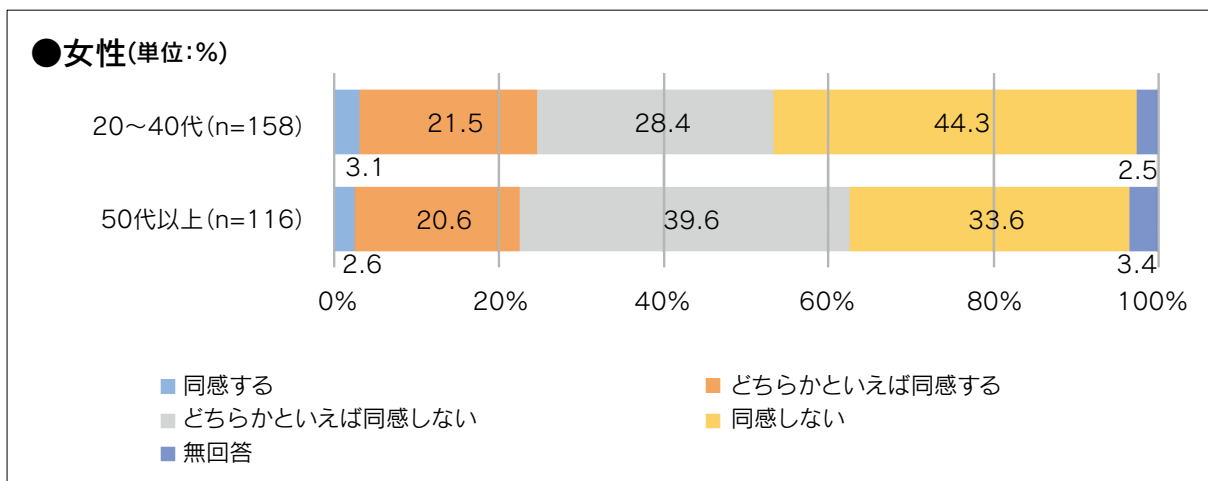
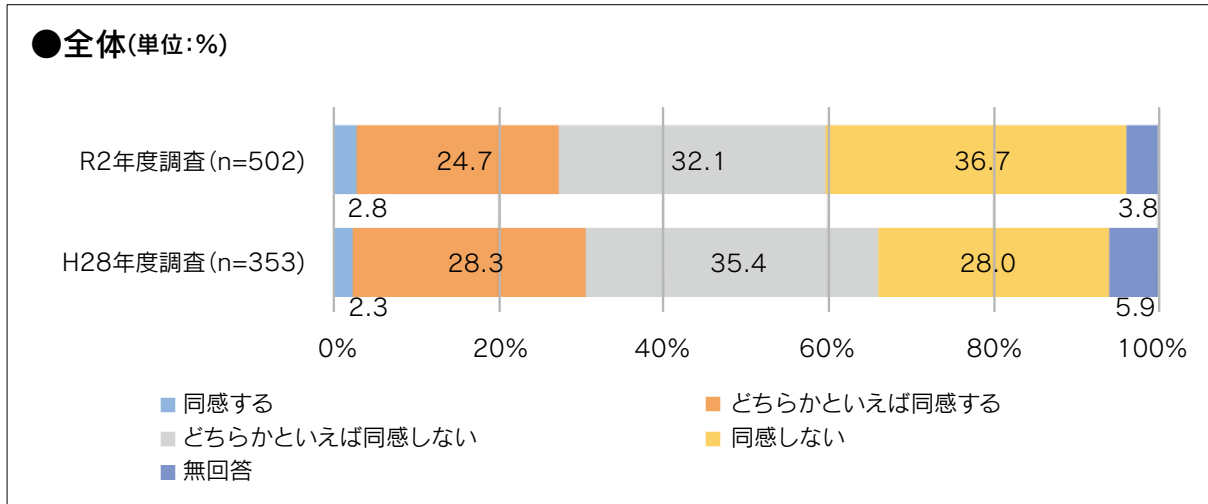


②「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担の意識

固定的役割分担の意識について、『同感しない』の割合が36.7%で最も高くなっています。年代・性別に見ると、20～40代女性の『同感しない』の割合が他に比べて高くなっています。

50代以上の男性において固定的役割分担の意識を持つ人の割合が高いことがわかります。

【固定的役割分担意識】

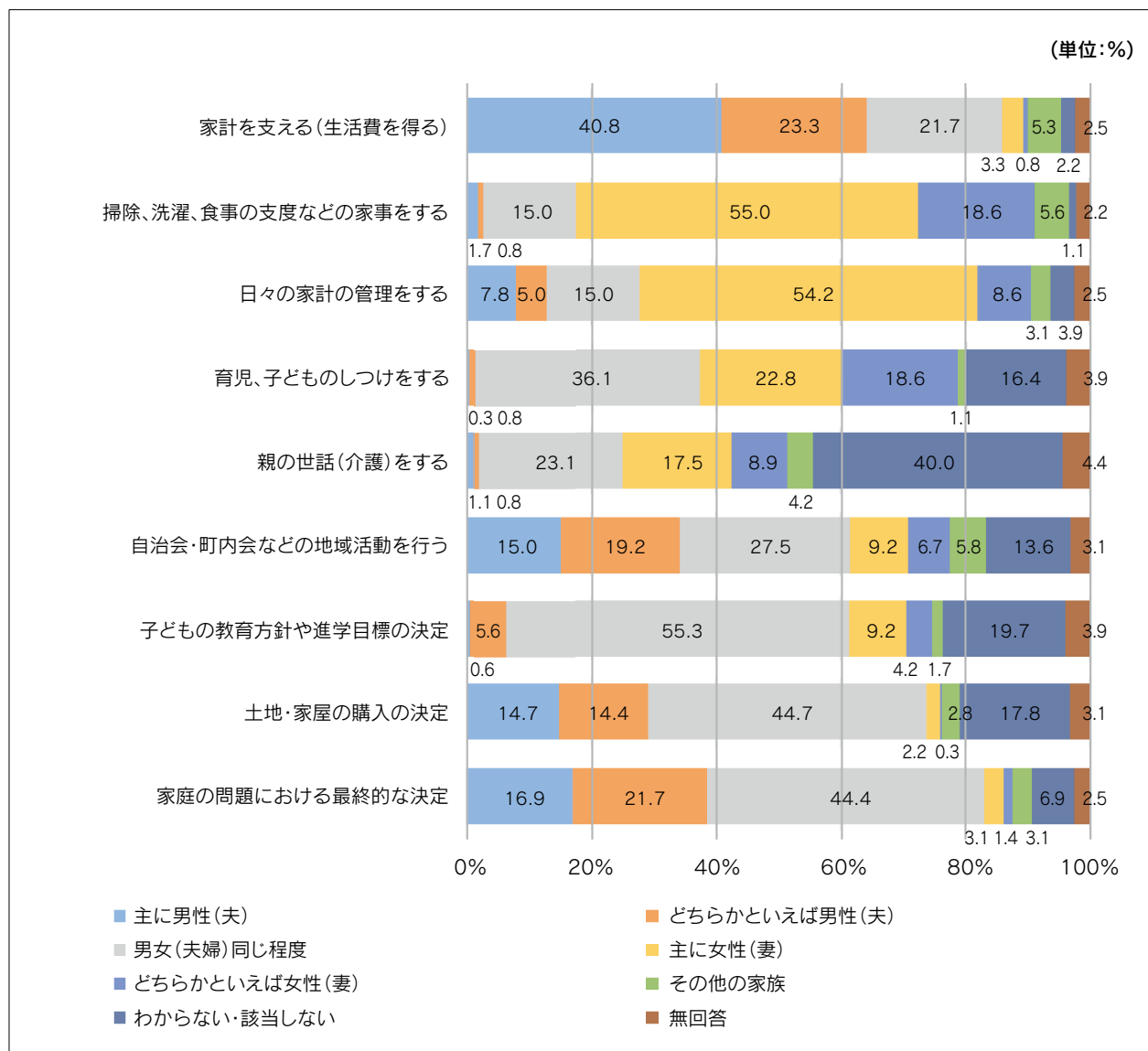


③家事の役割分担

家事の分担について、「家計を支える（生活費を得る）」は『男性』（『主に男性』、『どちらかといえば男性』の合計）が6割を超えています。「掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」は『主に女性』が5割を超えており、家事の多くを女性が担っていることがわかります。

「子どもの教育方針や進学目標の決定」、「土地・家屋の購入の決定」、「家庭の問題における最終的な決定」においては『男女同じ程度』と答えた割合が高く、家庭において重要な決定をする際には、男女平等の意識が進んできていると考えられます。

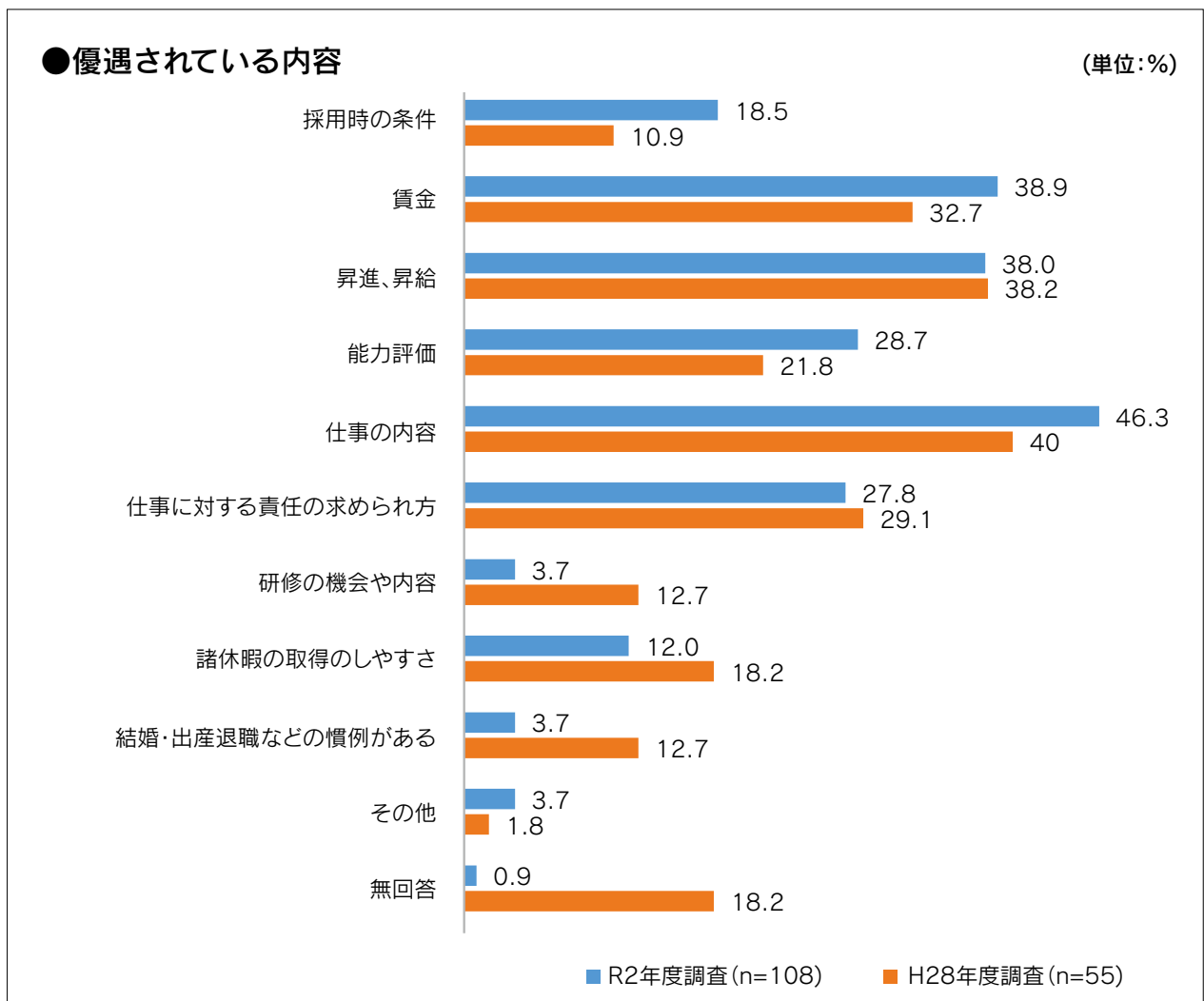
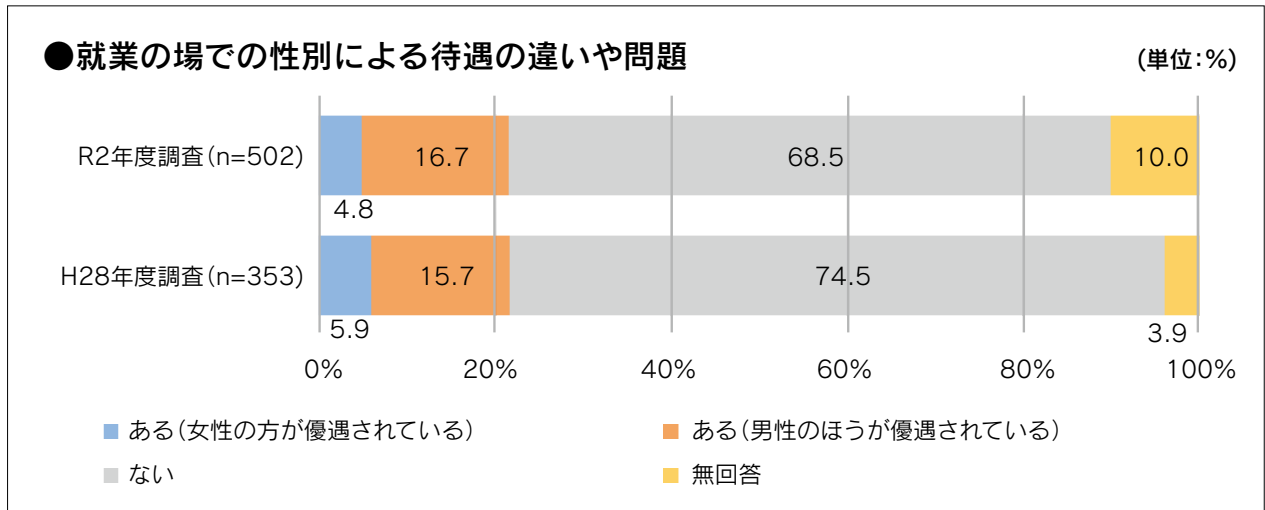
【家事の役割分担】



④就業の場での性別による待遇の違いや問題

就業の場での性別による待遇の違いや問題の有無については、『ない』が68.5%で最も多く、次いで『ある(男性の方が優遇されている)』が16.7%、『ある(女性の方が優遇されている)』が4.8%となっています。

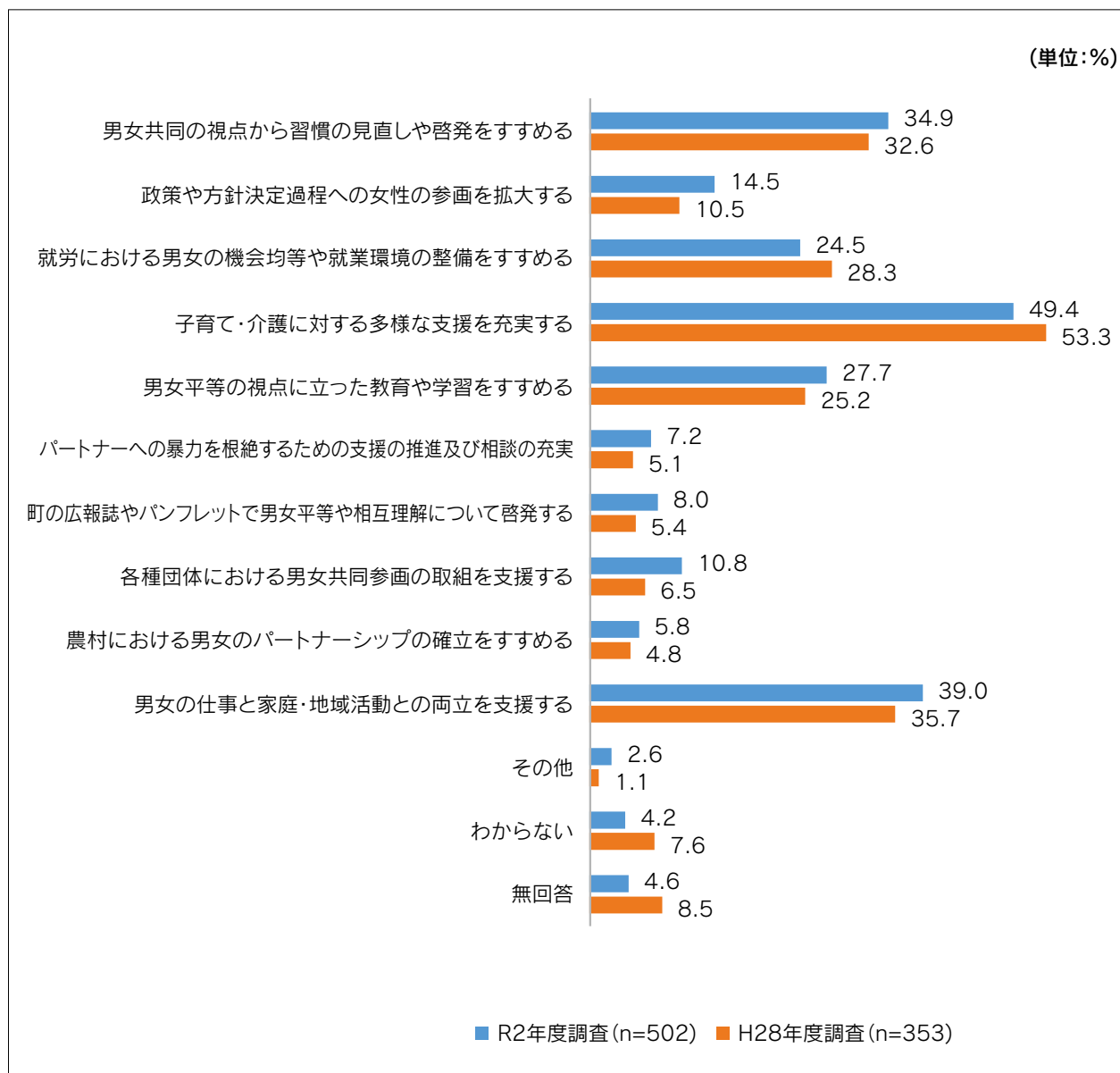
【就業の場での性別による待遇の違いや問題の有無】



⑤男女共同参画社会の実現のために力を入れるべきこと

男女共同参画社会の実現のために力を入れるべきことは、「子育て・介護に対する多様な支援を充実する」が49.4%で最も多く、次いで「男女の仕事と家庭・地域活動との両立を支援する」が39.0%、「男女共同の視点から習慣の見直しや啓発をすすめる」が34.9%と続いています。

【男女共同参画社会の実現のために力を入れるべきこと】



第4章

施策の展開

基本目標 1 男女共同参画のための意識づくり

主要課題 1. 男女共同参画を進める意識啓発

町民意識調査によると、性別による固定的役割分担意識に同感しない人の割合は約7割となっており、前回調査より高くなっていますが、約3割の人は同感であるという認識を持っています。自らの個性と能力を発揮できるまちづくりには、男女共同参画に対する意識改革をすることが重要です。男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の意識を高めるため広報紙等により情報の周知や啓発を進めていきます。

基本施策 1. 男女共同参画の情報の提供及び啓発の推進

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|-------|
| (1) 町の広報紙・ホームページ等での啓発 | 町の広報紙やホームページ等で適正な表現を行い、積極的に男女共同参画に関する情報を提供する。 | 地域振興課 |
| (2) 図書やパネル等の展示、紹介 | 男女共同参画、女性問題、ジェンダーに関する図書の紹介や人権ひろばでのパネル等の展示を通し、男女共同参画社会実現のための啓発を行う。 | 生涯学習課 |

主要課題 2. 家庭・地域における学習、啓発

地域の活性化のためには、性別にとらわれない多様な視点に立った考えが必要です。みんながお互いにいきいきと地域活動に参画していくために、性別による慣習・慣行を、男女共同参画の視点で見直し、誰もが自由に発言できる雰囲気をつくっていかねばなりません。

地域において、講演や研修会等を開催し、男女共同参画の意識づくりを進めます。また、男女共同参画の講座等を実施する地域の団体に対し、支援を行います。

基本施策 1. 地域における男女共同参画の啓発

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------|---|-------|
| (1) 男女共同参画の講演や研修会の開催 | 男女共同参画に関する講演や研修会を開催する。また、多くの町民が学習機会を得られるよう託児等を実施し、開催方法の充実を図る。 | 地域振興課 |
| (2) 生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進及び支援 | 地域における講座や行事等の中で、男女共同参画を推進する。また、町民が行う講座等の企画・実施に対し、支援をする。 | 生涯学習課 |

主要課題 3. 学校教育等における男女共同参画の推進

男女共同参画の意識形成のため、若年層からの教育・啓発が重視されます。また、子どもたちは、それぞれに個性と可能性をもっており、性別によって個性を限定したり、可能性を閉ざしたりしてはなりません。保育所、学校等と連携を図りつつ子どもたちが、お互いに認め合う心を育み、自分らしく生きていくための教育を推進します。あわせて、教職員等指導者や保護者への男女共同参画に関する意識の啓発にも取り組みます。

基本施策 1. 乳幼児期における男女共同参画教育の推進

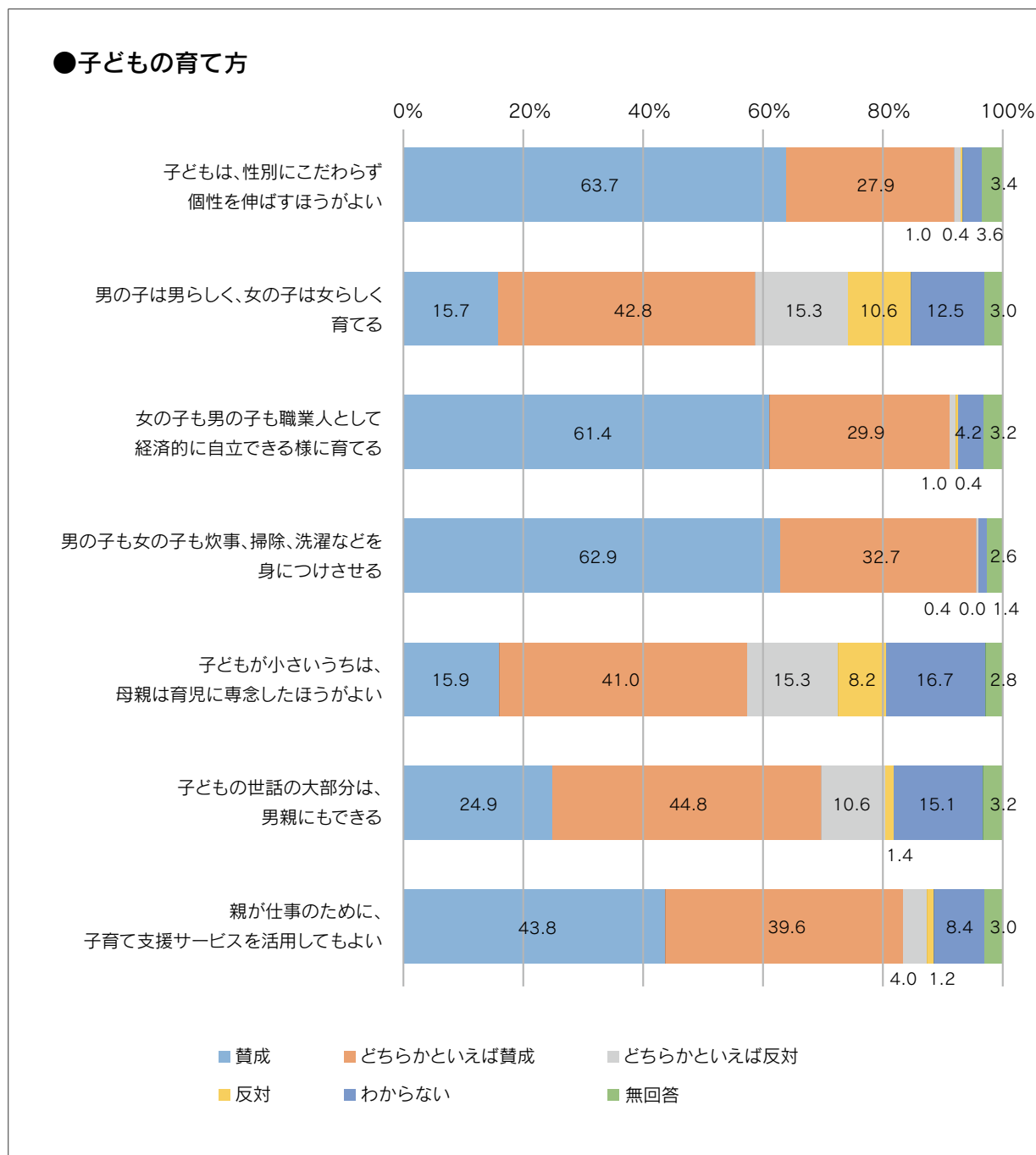
| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|-------|
| (1) ブックスタート事業の充実 | 男女共同参画の視点を取り入れたパンフレットの導入、読み聞かせ絵本等の選定を行い、男女平等の意識を育む。 | 生涯学習課 |
| (2) 男女共同参画の視点に立った就学前保育の推進 | 男女共同参画の視点に立ち、幼児の豊かな人間関係の基礎や自立の芽生えを培う保育を働きかける。 | 子ども課 |
| (3) 保育士や保護者等に対する男女共同参画についての啓発 | 保育士や園児の保護者に対し、保育所職員研修会や保育参観時に啓発を行い、男女共同参画についての認識を深める。 | 子ども課 |

基本施策 2. 学校における男女共同参画教育の推進

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|------|
| (1) 子どもの発達段階に応じた男女共同参画の推進 | 全教科において、ジェンダー(※)にとらわれない指導内容や教育体制の充実を図るとともに、みんなが能力や個性を活かせる教育を実践する。 | 子ども課 |
| (2) 保護者に対する男女共同参画についての啓発 | 保護者に対して、公開授業など様々な機会に男女共同参画についての情報提供や啓発を行う。 | 子ども課 |
| (3) 教職員に対する啓発 | 男女共同参画の啓発を計画的に行い、児童・生徒に対し適切な指導を行うことができる教職員を育成する。 | 子ども課 |

※ジェンダー…生物学的な性別ではなく、社会通念や慣習によって作り上げられた「男性像」や「女性像」があり、このような男性・女性の別を示す概念。

【参考データ】



資料：大刀洗町「町民意識アンケート調査」(令和2年度)



基本目標 2 男女共同参画を支える環境づくり

主要課題 1. 地域における男女共同参画の推進（女性活躍の推進）

男女共同参画社会実現のためには、政策決定や社会のあらゆる分野での方針決定の場に女性の参画を拡大していくことが必要です。今後、町の審議会等への女性登用率40%以上を目標とし、女性の積極的な登用や地域活動への参画が進むよう取り組んでいきます。

また、女性が能力を発揮し参画を拡大するためにも、女性リーダー育成の講習会などを開催し、女性が積極的に参画できるよう環境づくりに努めます。

基本施策 1. 町の審議会等への女性の積極的登用

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-----|
| (1) 審議会委員等への女性の登用推進 | 政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の意見を反映させるため審議会委員等へ積極的に登用する。 | 全庁 |
| (2) 町職員の登用・配置 | 性別にかかわらず個人の能力による登用を推進し、バランスを考慮した職員配置を行う。 | 総務課 |

基本施策 2. 地域における女性リーダー育成の支援

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|----------------|
| (1) 自治会等地域活動への女性の参画促進 | 自治会等地域活動における意思決定の場への女性の参画促進の啓発を行う。また、女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら研修会や講習会を開催する。 | 地域振興課 生涯学習課 |

基本施策 3. 地域防災における男女共同参画の推進

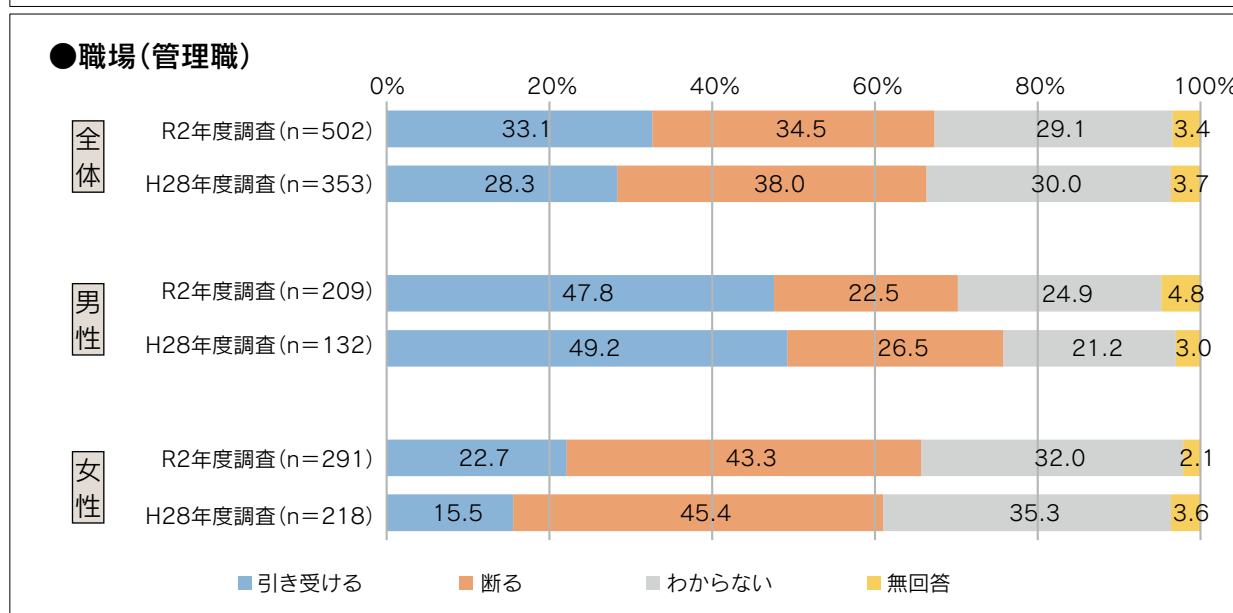
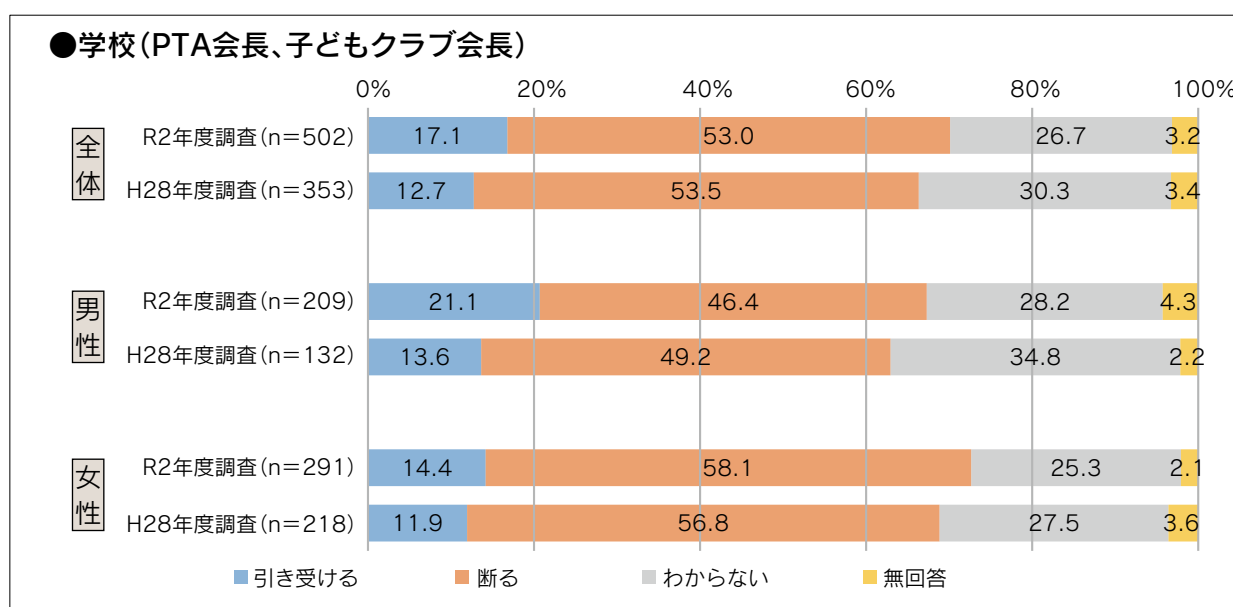
| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-----|
| (1) 防災組織における女性の参画促進 | 防災会議や消防団、自主防災組織等および地域防災活動において女性の参画を促進する。 | 総務課 |
| (2) 男女共同参画の視点の導入 | 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画や避難所運営マニュアルの整備をし、様々なニーズに対応できる体制を構築する。 | 総務課 |

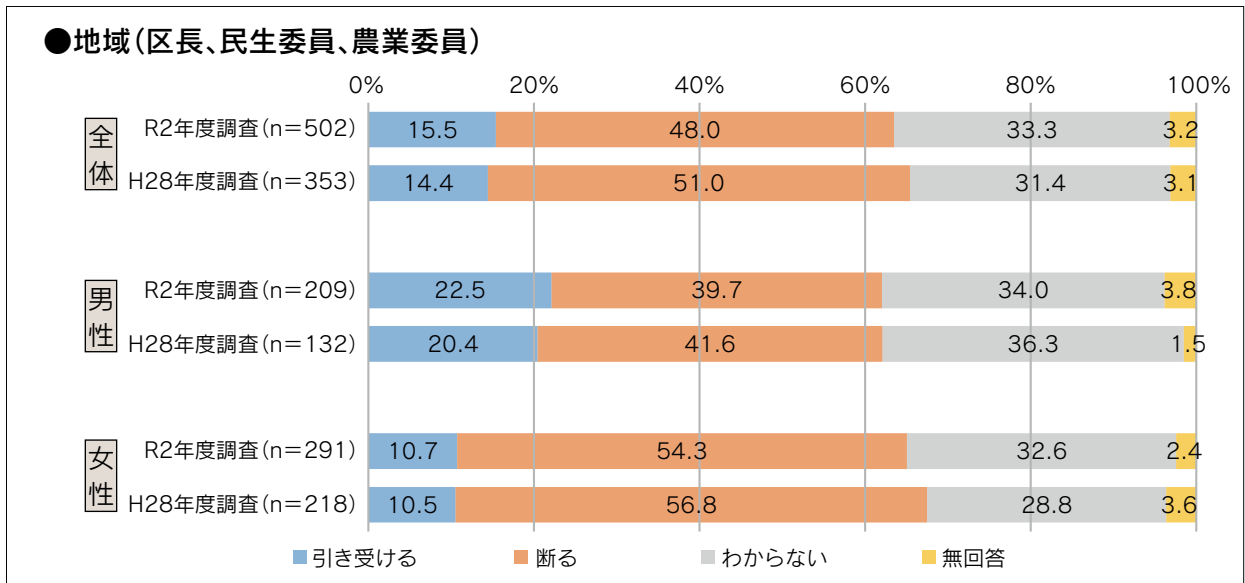
【参考データ】

①大刀洗町役場管理職登用状況

| | 総数 | 男性管理職 | 女性管理職 | 率 |
|----------|----|-------|-------|-------|
| 平成 22 年度 | 15 | 12 | 3 | 20.0% |
| 平成 23 年度 | 13 | 12 | 1 | 7.7% |
| 平成 24 年度 | 13 | 13 | 0 | 0.0% |
| 平成 25 年度 | 13 | 11 | 2 | 15.4% |
| 平成 26 年度 | 14 | 12 | 2 | 14.3% |
| 平成 27 年度 | 15 | 11 | 4 | 26.7% |
| 平成 28 年度 | 15 | 12 | 3 | 20.0% |
| 平成 29 年度 | 14 | 10 | 4 | 28.6% |
| 平成 30 年度 | 15 | 9 | 6 | 40.0% |
| 平成 31 年度 | 16 | 9 | 7 | 43.8% |
| 令和 2 年度 | 15 | 9 | 6 | 40.0% |

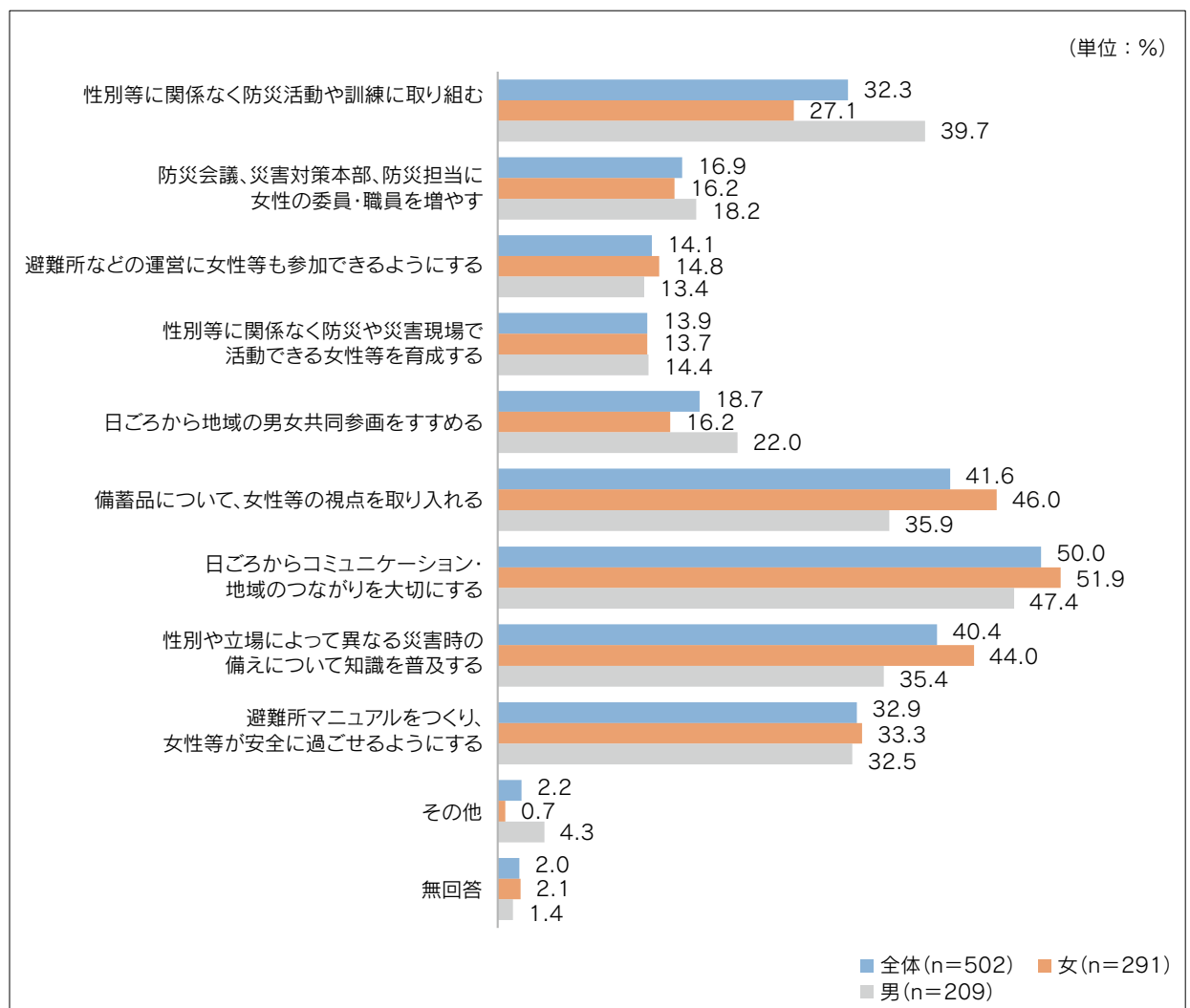
②役職や公職への就任や立候補を依頼された場合





資料：大刀洗町「町民意識アンケート調査」(令和2年度)

③災害に備えるために必要なこと



資料：大刀洗町「町民意識アンケート調査」(令和2年度)

主要課題 2. 就業の場における男女共同参画の推進（女性活躍の推進）

働くことは、生活の経済的基盤であり、個々の生きがいにもつながるものです。すべての人がいきいきと働きつづけられる環境づくりを進める上で、男女共同参画の認識を深める意識啓発は重要な意味を持っています。そこで就業の場において誰もが働きやすい労働環境づくりに向けた取り組みを進めていきます。

基本施策 1. 事業所等への男女共同参画推進の啓発

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------------|--|--------------|
| (1) 職場環境整備に向けた情報の提供 | 男女雇用機会均等法の周知や様々なハラスメントに関する情報を事業所に提供し、誰もが働きやすい職場環境の整備を支援する。 | 地域振興課 産業課 |
| (2) 町内事業所の男女共同参画推進状況の共有による啓発 | 事業所に対し、男女共同参画推進状況について報告を求め、その情報を共有することにより啓発の推進を行う。 | 地域振興課 |

基本施策 2. 農業・商工業団体における女性の登用の推進

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-----|
| (1) 農業団体における女性役員の登用の推進 | 農業団体（農業協同組合）における女性役員の登用、及び組合の主な部会に、より多くの女性が構成員となれるよう、働きかける。 | 産業課 |
| (2) 商工業団体における女性役員の登用の推進 | 商工業団体（商工会等）における女性役員の登用を働きかける。 | 産業課 |

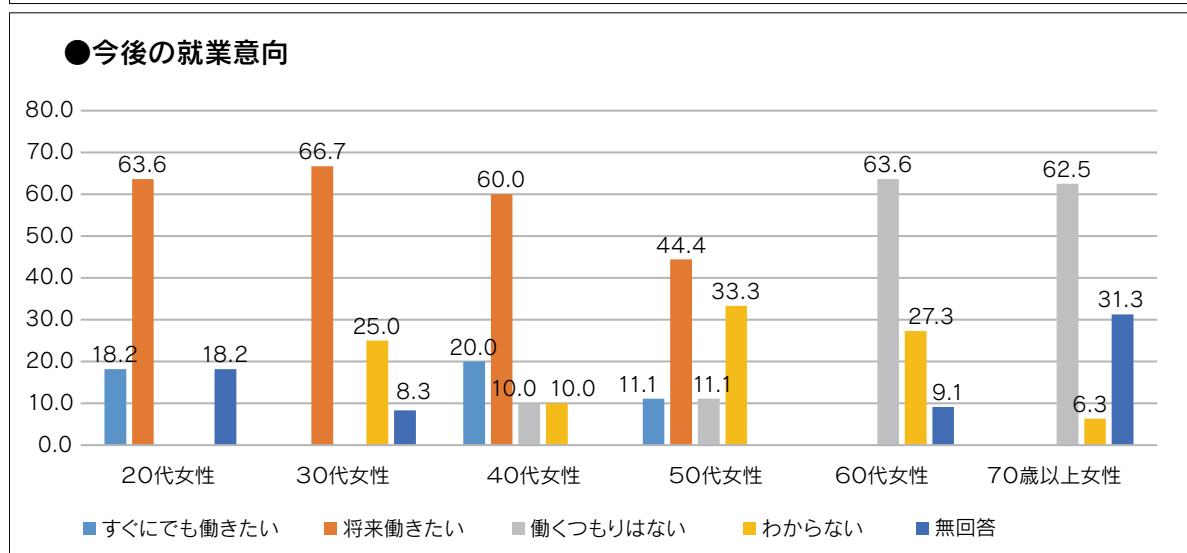
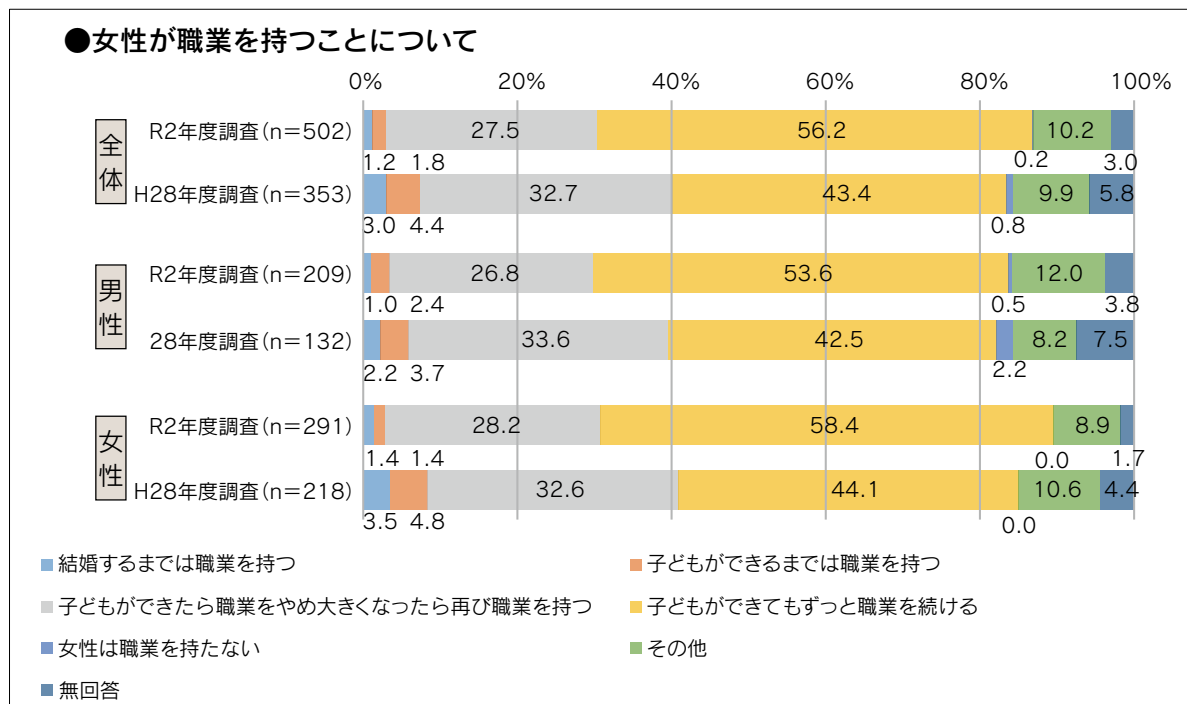
基本施策 3. 女性農業者の地位向上のための支援

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|-----|
| (1) 家族経営協定の推進と支援 | 女性農業者の地位を確立し、ゆとりを持って農業に従事できるよう、経営主、配偶者、後継者がお互い尊重し合い農業経営の取り決めをするため、家族経営協定の締結を推進する。 | 産業課 |
| (2) 女性農業者への支援 | 女性農業者の能力向上のため研修会等を行う。 | 産業課 |

基本施策 4. 女性の就職支援・学習機会の充実

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|--|-----------------------|
| (1) 求職者の能力開発・再就職への支援 | 求職者の再就職に対し、就職に関する情報や相談および資格取得のためのセミナー等を、広報紙やホームページ等で情報提供をする。また、図書館で資格・就職関連のコーナーを設ける。 | 地域振興課 産業課 生涯学習課 |
| (2) 女性スポーツ指導者の育成 | 各種研修会等に参加し、スポーツ活動における女性指導者を育成する。 | 生涯学習課 |
| (3) 女性学級の充実 | 女性が自発的な学習意欲に基づき、豊かな人間性を培うとともに、その資質や能力の向上を図ることを目的とした女性学級の充実を図る。 | 生涯学習課 |

【参考データ】



資料：大刀洗町「町民意識アンケート調査」(令和2年度)

基本目標 3 みんなの人権が尊重される社会づくり

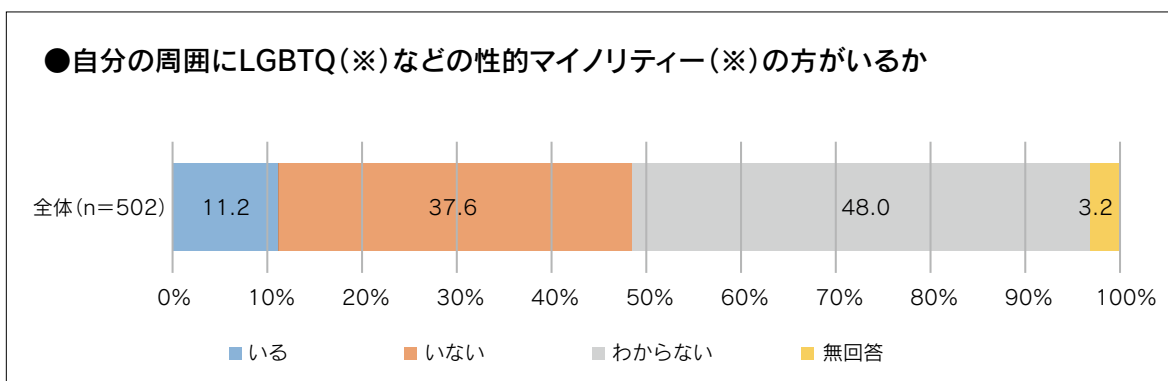
主要課題 1. 人権の尊重

人は基本的人権が保障されており、法のもとに平等であることが約束されています。男女共同参画社会を形成していく上でも、あらゆる人権問題に対し啓発を行い、認識を深め、差別的な行為を排除していくことが重要です。講演会や学習会など、みんなが人権について考える機会を持ち、人権意識を高めるよう事業を展開します。

基本施策 1. 人権意識の啓発

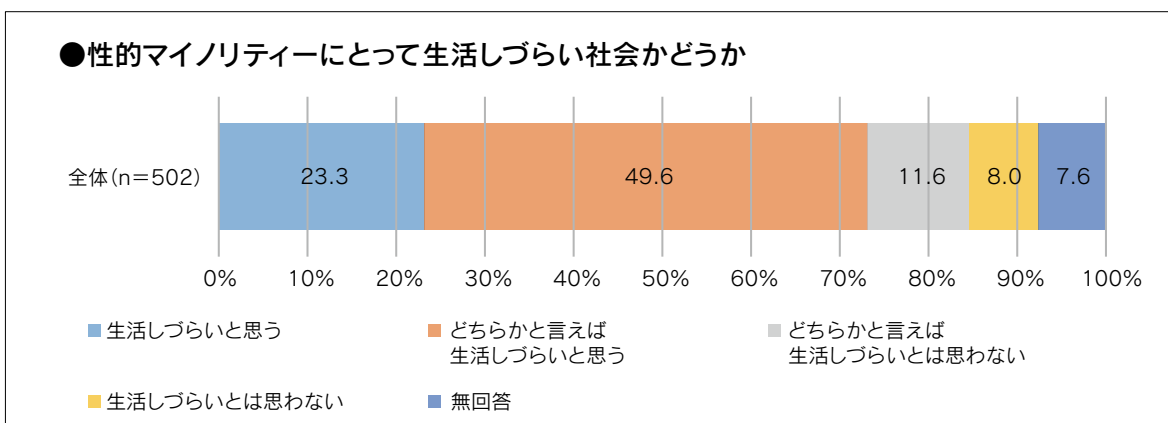
| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|----------------|
| (1) 人権意識の啓発活動の推進 | あらゆる人権問題の解決を図るため、人権講演会や各種学習会等を開催し、啓発を図る。 | 福祉課 生涯学習課 |
| (2) 地域住民に対する学習会等の企画や実践の支援 | 地域住民が行う人権講座や学習会の企画・実施に対し、講師紹介等の支援を行う。 | 生涯学習課 |
| (3) 多様な性のあり方への理解促進 | 多様な性のあり方への理解を深める啓発を進める。 | 地域振興課 生涯学習課 |

【参考データ】



※ LGBTQ…性的マイノリティーの一部である。「レズビアン(女性同性愛者)」「ゲイ(男性同性愛者)」「バイセクシャル(両性愛者)」「トランスジェンダー(性別違和)」「クエスチョニング(自身の性自認や性的指向が定まっていない)」の頭文字を並べた総称。

※ 性的マイノリティー…性的指向(どの性別を恋愛・性愛の対象とするか)あるいは、性自認(自己をどの性別と認識するか)に関する少数者のことを指す。



資料：大刀洗町「町民意識アンケート調査」(令和2年度)

主要課題 2. あらゆる暴力（DV）やハラスメントの根絶

暴力は人権侵害であり、被害者の心身を著しく傷つける許されない行為です。対等な関係づくりを進め、安心して社会生活を営んでいくために、身体的暴力のみならず、精神的暴力や経済的暴力等も人権侵害であることを認識し、暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが重要です。そのために、暴力や様々なハラスメント防止の情報提供に努め、さらに、被害を受けた時の相談体制の充実や、関係機関との連携を図り被害者への支援を図ります。

基本施策 1. 暴力やハラスメント防止に向けた啓発

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|----------------------|
| (1) DVやデートDV（※1）防止の啓発と情報提供 | DV防止法等に関する周知およびDVやデートDV被害者の相談、保護、自立支援等の情報提供を行う。 | 健康課 |
| (2) 虐待防止と体制の整備 | 子どもや高齢者、障がい者等への虐待の予防・防止の啓発をするとともに、相談体制の充実を図る。 | 福祉課 子ども課 |
| (3) あらゆるハラスメントの根絶に向けた啓発 | 就業の場や地域、学校等において、セクシュアル・ハラスメント（※2）等のあらゆるハラスメント防止について啓発するとともに、関係機関へ働きかける。 | 地域振興課 産業課 子ども課 |

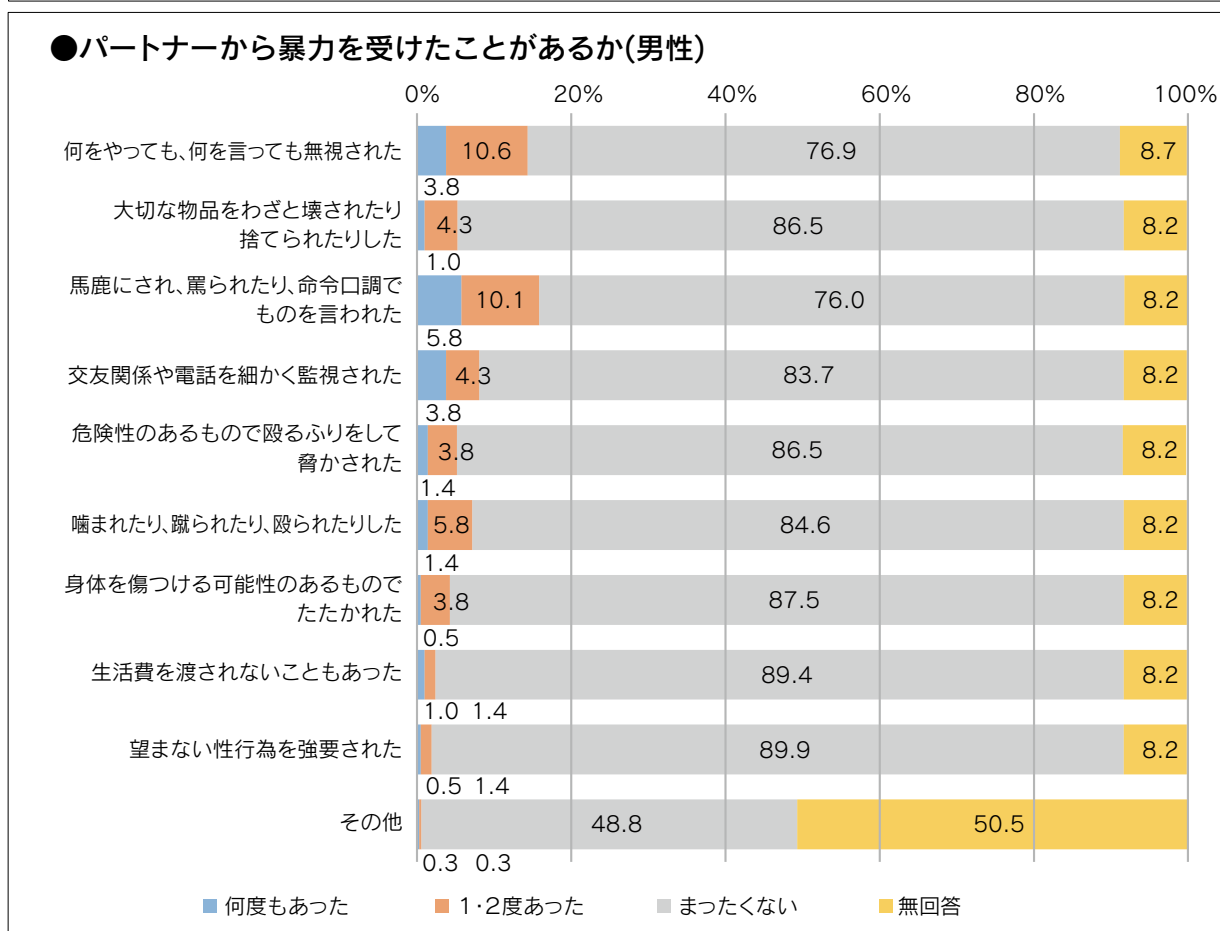
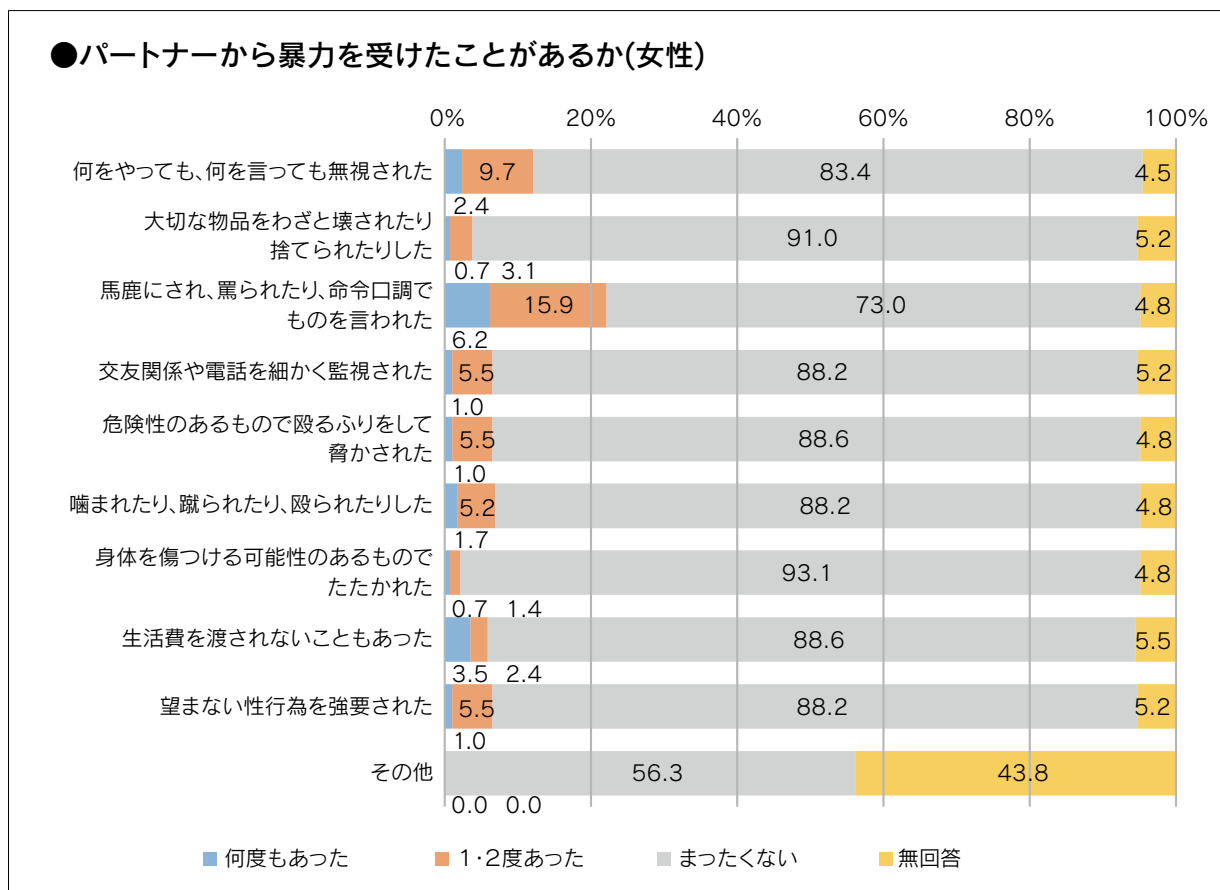
※1 デートDV…恋人間で生じる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など、様々な形態がある。

※2 セクシュアル・ハラスメント…ハラスメントとはあらゆる場面で、相手に対し「嫌がらせ・いじめ」を行うことを指す。セクシュアル・ハラスメントは相手を不快にさせる性的な言動。

基本施策 2. 関連機関の連携及び被害者への支援

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-----|
| (1) DV等支援体制の充実 | 庁内関係各課や保健福祉環境事務所、児童相談所、警察等と連携し、被害者を適切に支援できるよう、相談、保護、自立支援等の支援体制の充実を図る。 | 健康課 |
| (2) DV等被害者への配慮と安全の確保 | 被害者が安心・安全に諸手続きができるよう、関係機関と緊密に連携をとり、被害者の安全確保をする。 | 住民課 |

【参考データ】



資料：大刀洗町「町民意識アンケート調査」(令和2年度)

基本目標 4 みんなが共に安心できる暮らしづくり

主要課題 1. 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて心身ともに健やかな生活を送るためには、すべての人が互いの性差を十分理解し合い、相手に対して思いやりを持つことが大切です。女性は、妊娠や出産の可能性があり、心身や生活の状況が大きく変化することがあります。地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産にわたり切れ目のない支援を図ります。

また、すべての人の健康を生涯にわたり支援するため、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、知識や情報の提供、相談できる体制の整備を行い、健康づくりのための支援を推進します。

基本施策 1. 妊娠・出産期における健康支援

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------|--|-----|
| (1) 母子保健および母性保護に関する啓発 | 母子健康手帳交付時に、母子保健および母性保護への知識を深め、その大切さを啓発するパンフレットを配布する。 | 健康課 |
| (2) 妊婦健康診査費・不妊治療費の助成の実施 | 妊婦や胎児の健康を維持、増進するための妊婦健康診査や不妊治療にかかる費用を助成する。 | 健康課 |
| (3) 妊娠・出産・育児に関する男性の理解の促進 | パパママ学級の場合において、男性への妊婦体験シミュレーションや新生児の沐浴体験・出産後の育児の方法を取り入れた講座を開催し、「命の尊さ」「子育ての大切さ」に対する男性の理解を促し、男性へ育児参加を働きかける。 | 健康課 |
| (4) 訪問指導の実施 | 妊産婦や乳児への訪問指導を実施し、育児の悩みや不安の相談に応じ、子育てに対する意識の向上及び知識の普及を図る。 | 健康課 |
| (5) 乳幼児健康診査・育児相談の実施 | 乳幼児の健康診査を行い、子どもの発育と発達、保護者の子育てを支援する。 | 健康課 |

基本施策 2. 生涯にわたる健康づくりへの支援

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|--|------------|
| (1) 健康支援事業の実施及び指導の強化 | 疾病の早期発見と早期治療及び生活習慣病の予防を目的として、各種健康診査を実施する。さらに、疾病の重症化を防止するため、健康診査の結果の個別指導を強化する。 | 健康課 |
| (2) 健康相談事業の実施 | 性別や年齢を問わず、個人に応じた生活習慣の改善を目的に、健康診査の結果の説明時における個別相談や栄養相談等、効果のある相談事業を推進する。 | 健康課 |
| (3) 地域における健康教育の充実 | 行政区や校区センターに働きかけ、地域において健康教育を実施する。また、健康体操・体力づくり・料理教室等、その地域のあらゆる人が参加できるよう健康教育の内容を充実させる。 | 福祉課 健康課 |

主要課題 2. 多様な人や家庭への支援

すべての人が、家庭や地域で安心して暮らすため、生活実態や意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細やかな支援体制づくりを行います。また、すべての人が社会を支える一員として、積極的に社会参画できる施策を強化することが重要です。

多様なライフスタイルに対応した相談体制の整備、情報の提供、安心して日常生活や社会生活を送ることのできる支援制度を推進します。

基本施策 1. 高齢者の生活や社会活動への支援

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|--------------|
| (1) 高齢者生活への支援 | 配食サービスや軽度生活援助等を行い、独居高齢者、高齢者のみの世帯で、栄養状態の改善、安否確認や日常生活の援助が必要な高齢者の生活を支援する。また、自宅で生活する高齢者のみの世帯が、安全に生活を送ることができるよう、緊急通報システム等の支援をする。 | 福祉課 |
| (2) 介護予防・生きがい活動支援等事業の充実 | 健康体操教室や老人クラブ、わかば講座等を通じ、高齢者が健康に生活し、社会参画の実現のため住民主体の活動や居場所づくりを推進することで、生きがいづくりを支援する。 | 福祉課 生涯学習課 |
| (3) シルバー人材センターへの支援 | シルバー人材センターの活動の充実と活性化を支援することにより、高齢者が共に平等な立場で社会参画ができるよう支援する。 | 福祉課 |

基本施策 2. 障がい者への支援

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-----|
| (1) 障がい者相談支援事業の充実 | 障がい者相談支援事業所の相談員が、障がいのある方および家族からの様々な相談に応じ、障がい者本人が地域で自立し安心して生活ができるように、情報提供等の支援をする。 | 福祉課 |
| (2) 在宅福祉サービスの充実 | 障がい福祉サービスにおける居宅生活支援や介護、訓練等の給付を行う。また、補装具給付、地域生活支援事業などで在宅での生活を支援する。 | 福祉課 |

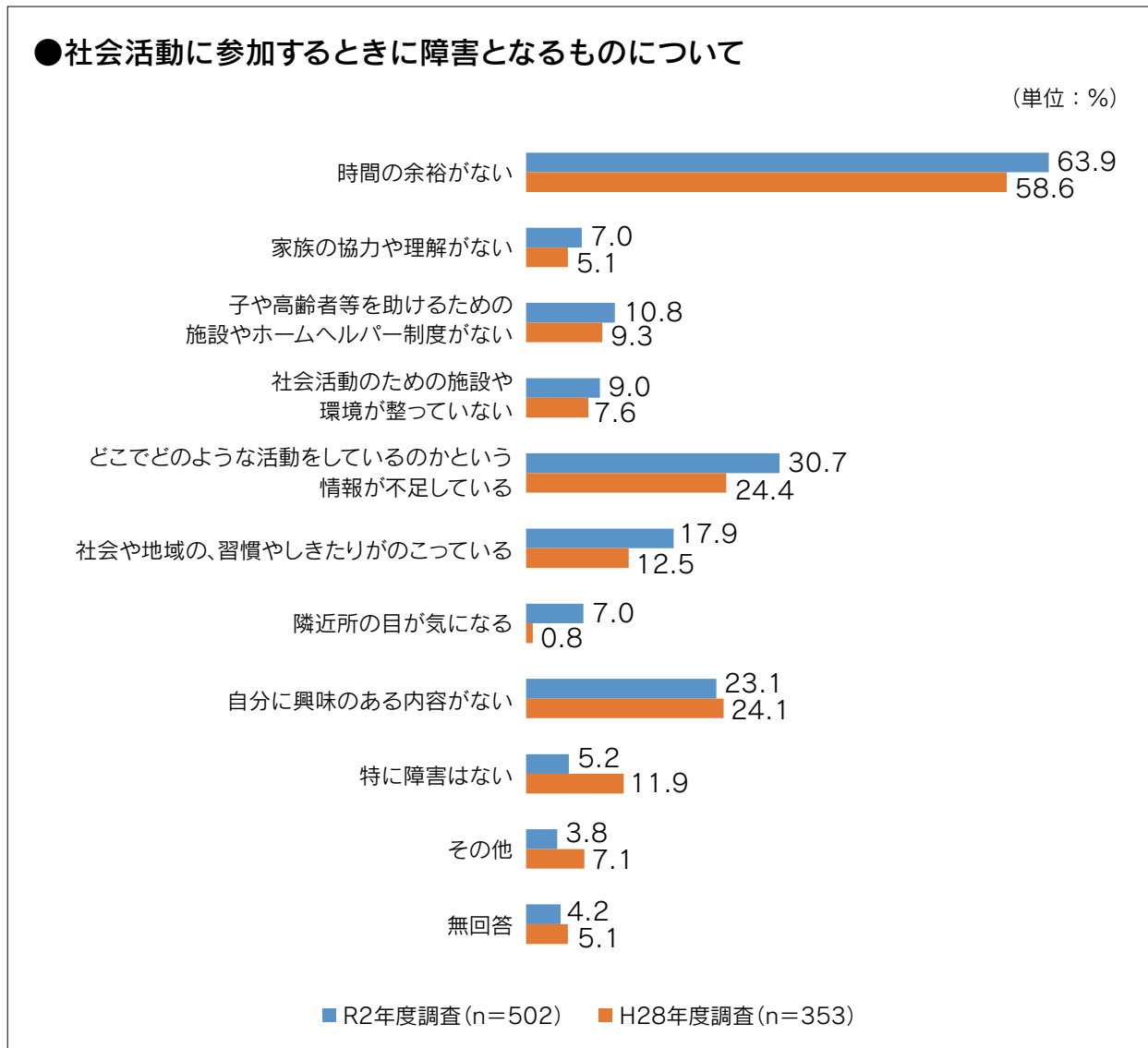
基本施策 3. 外国人への支援

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|-------|
| (1) 外国人に対する各種相談体制の整備と充実 | 町内に居住する外国人に対し、各種届出等における窓口で、行政情報や相談窓口の情報について周知を図る。 | 住民課 |
| (2) 外国人と地域住民の交流促進 | 町内に居住する外国人が、地域とつながり充実した生活を送れるように、外国人と地域住民の交流を促進していく。 | 地域振興課 |

基本施策 4. ひとり親家庭への支援

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------|--|------------|
| (1) ひとり親家庭への就業支援 | 県や企業、NPO 法人が行うセミナーなど労働や就労に関する情報を、チラシやホームページ等により積極的に提供し周知を図る。 | 子ども課 |
| (2) ひとり親家庭への経済的支援制度の周知 | ひとり親家庭等医療制度や児童扶養手当制度を、町の広報紙やチラシ、ホームページ等で情報を提供し周知を図る。 | 住民課 健康課 |
| (3) ひとり親家庭への生活自立支援 | 県や関係機関が実施している就労支援のためのセミナーなどの情報を積極的に提供し、生活自立のための支援に努める。 | 子ども課 |

【参考データ】



資料：大刀洗町「町民意識アンケート調査」(令和2年度)

主要課題 3. 子育て・介護に対する支援

家事や育児、介護に対し固定的な性別役割分担意識は年々改善されていますが、いまだ残っています。また、近年の家族形態の変化や生活の多様化により、育児不安や介護不安など精神的ストレスを引き起こす原因は様々です。このような不安の解消を図るため、子育て支援センターや保育サービス等の支援体制の充実を図ります。また、育児相談や介護相談、各種情報の提供なども行い、安心して子育てや介護ができる暮らしづくりを進めます。

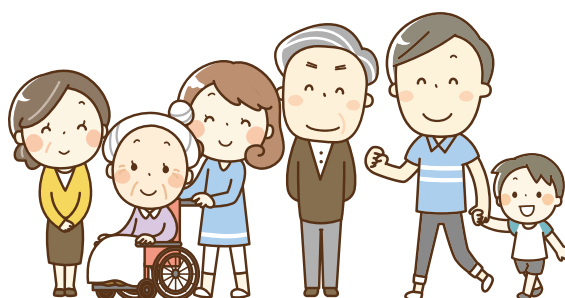
基本施策 1. 子育て支援の充実

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------|---|-------|
| (1) 子育て支援センター事業の充実 | 育児相談、情報提供、子育てサークルの育成等で子育てを支援し、また子育て支援センターで安全で安心して遊ぶことができるようサービスの充実に努める。 | 子ども課 |
| (2) 地域子育て事業の推進 | 地域子ども会やアンビシャス活動等を通じて、地域、学校、家庭が一体となって子どもを育む意識の啓発や環境整備を推進する。 | 生涯学習課 |
| (3) 家庭教育学級の充実 | 家庭教育の重要性を理解し、望ましい親子関係、家庭環境づくりを目的に家庭教育学級を実施し、子育てに関する情報交換やネットワークづくりを行う。 | 生涯学習課 |
| (4) イキメン(※)創生プロジェクト事業の充実 | 男性の家事や育児、地域コミュニティ参画に関する知識の習得や、子育てに関する情報交換やネットワークづくりを推進する。 | 地域振興課 |

※イキメン…家庭や地域に自分の居場所を持ち、“いきいき”と活躍する男性のこと。

基本施策 2. 介護者に対する支援

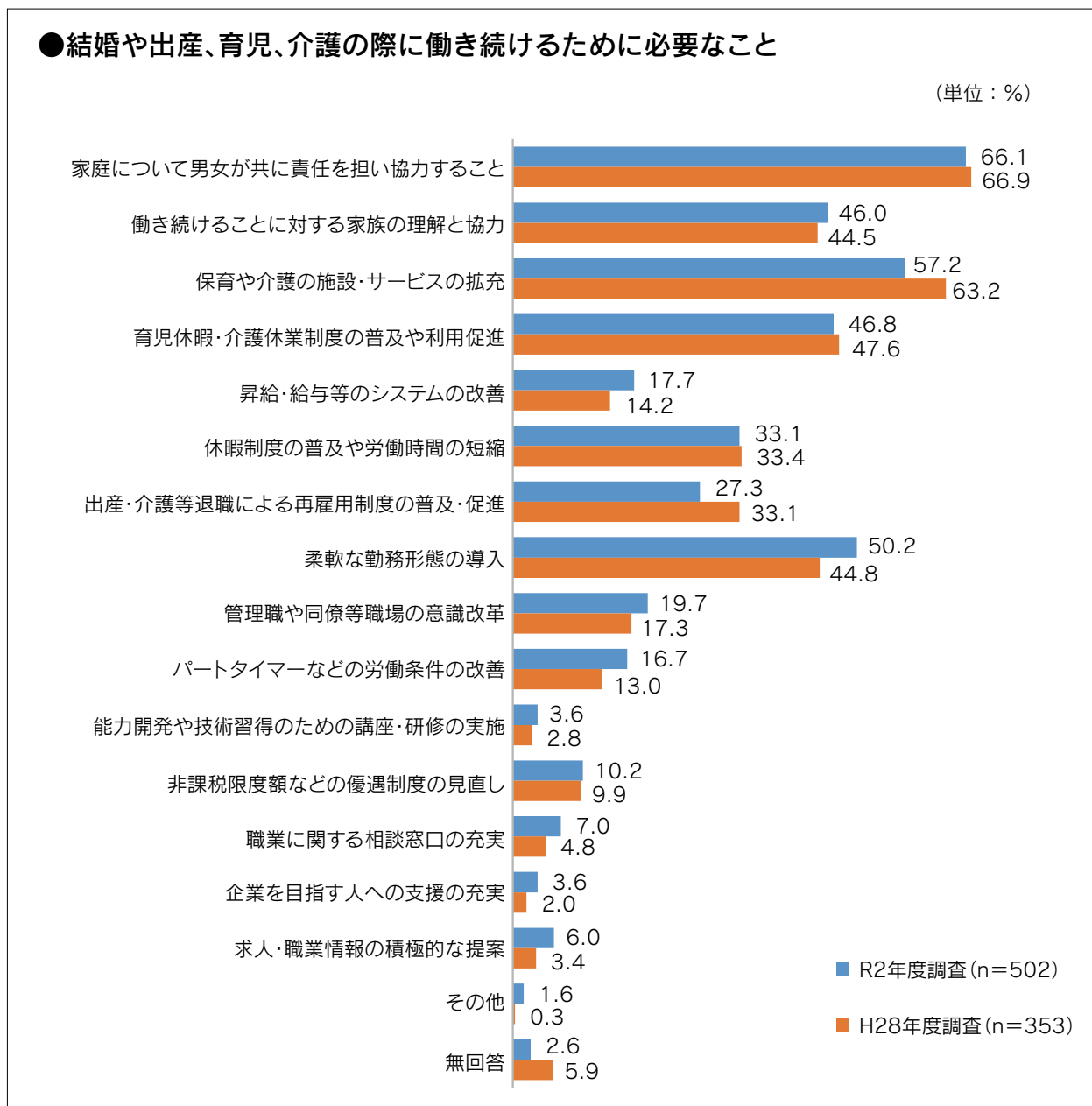
| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-----|
| (1) 介護保険事業の推進 | 介護保険に関する情報をわかりやすく提供し、家庭内外を問わず男女が平等に介護に携わり、介護保険のサービスを必要とする人たちが、必要なサービスを受けられるよう事業を推進する。 | 福祉課 |
| (2) 介護に関する情報提供や相談 | 介護に関する情報提供や相談を行うことで、介護する人が抱く不安を解消するとともに、介護に対し積極的に参加できるようにする。 | 福祉課 |



基本施策 3. 仕事と家庭の両立への環境整備

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-------|
| (1) 保育サービスの充実 | 子育て家庭の多様な就労形態や生活様式に対応できるよう、延長保育や一時預かり保育、病後児保育、放課後児童クラブ(学童保育所)等、保育サービスの充実に努める。 | 子ども課 |
| (2) 子ども・子育て支援事業計画の推進 | 子ども・子育て支援事業計画を推進し、仕事と家庭・地域生活の両立を支援する。 | 子ども課 |
| (3) 育児・介護休業制度の普及促進 | 仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができるよう、事業所等に情報提供を行い、育児・介護休業制度の普及促進に努める。 | 地域振興課 |

【参考データ】



資料：大刀洗町「町民意識アンケート調査」(令和2年度)

第5章 推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画の推進にあたっては、「大刀洗町男女共同参画推進本部」を中心に全庁的な施策の推進体制を整備します。また、本計画の進捗状況については、庁内の関係各課により構成される「大刀洗町男女共同参画推進委員会」において取りまとめ、広く住民や企業、関係団体に向けて情報提供を行います。

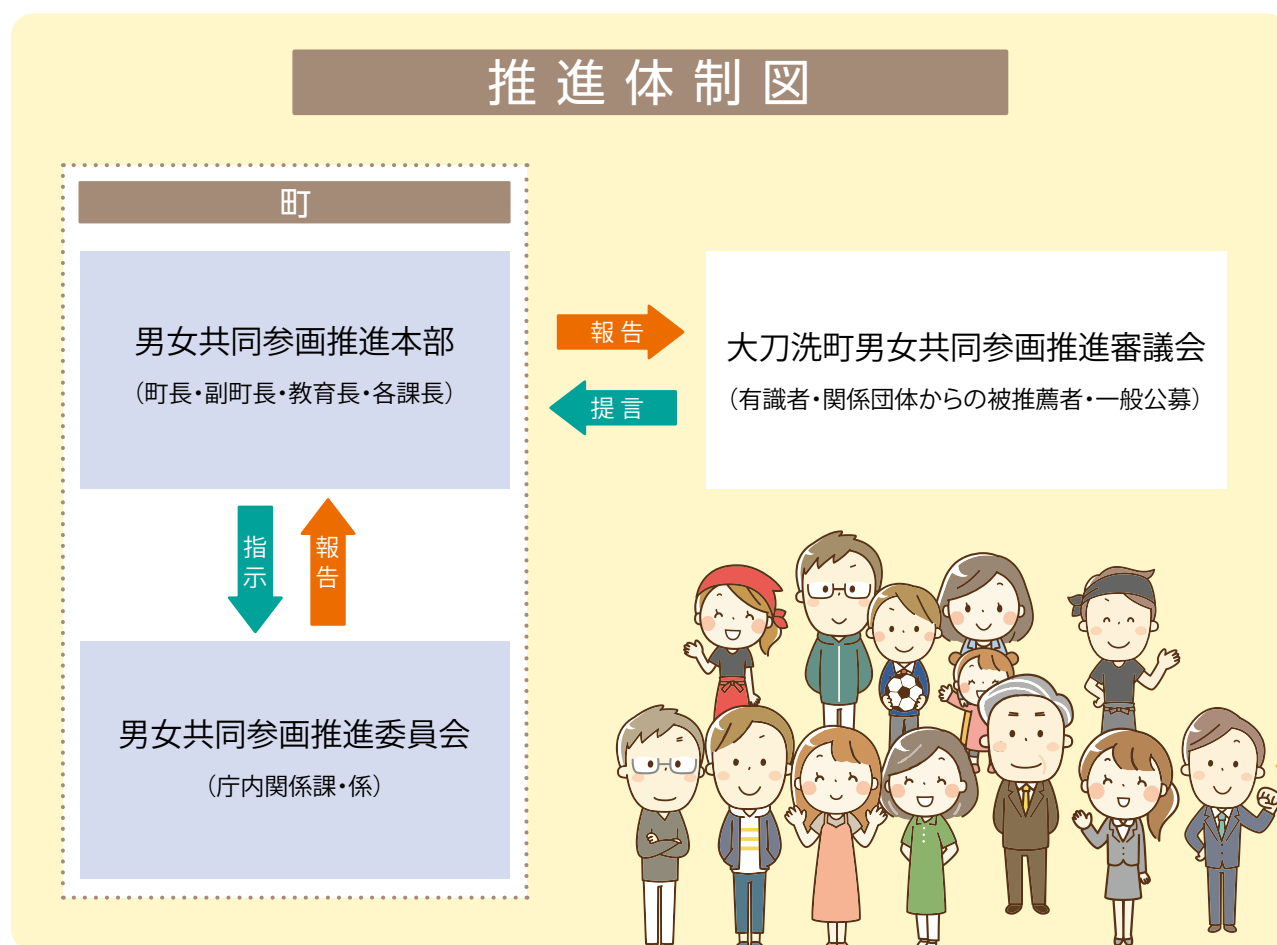
(2) 住民・企業・地域団体との連携、協働

男女共同参画社会の実現に向けて、住民一人ひとりが意識を持って行動することが不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供します。

住民・企業・地域団体からの意見、要望を反映させるため、有識者や地域団体、住民によって構成される「大刀洗町男女共同参画推進審議会」において、本計画の進捗状況を報告し、課題の検討、計画の進行管理や見直しを行います。

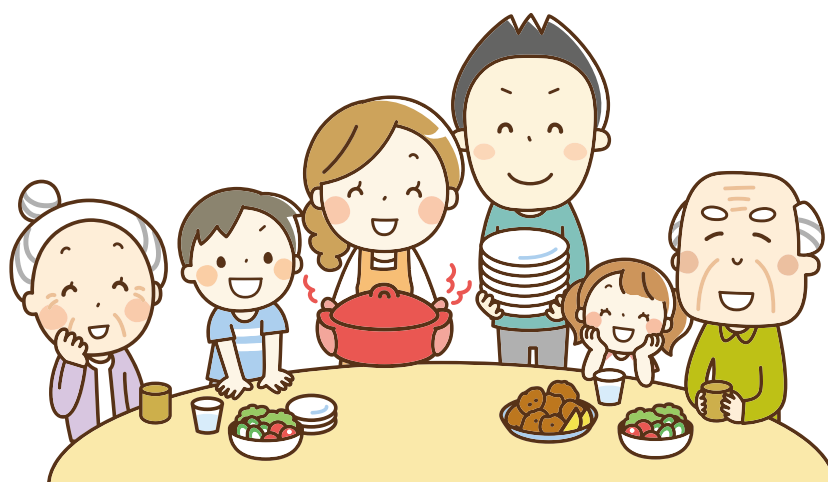
(3) 国・県・近隣自治体との連携

男女共同参画に関する施策は広範囲にわたるため、国や県との連携・協力を図ります。さらに、近隣自治体等関係機関と情報交換を行いながら、本計画を推進します。



2. 推進体制の整備

| 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|--|-------|
| (1) 男女共同参画計画の広報 | 本計画を町民へ周知するため、啓発冊子（ダイジェスト版）の作成、配布、広報紙やホームページへの掲載などを行う。 | 地域振興課 |
| (2) 男女共同参画推進審議会の運営 | 男女共同参画の推進に関する施策を審議し、進行を管理する男女共同参画推進審議会の円滑な運営を図る。 | 地域振興課 |
| (3) 男女共同参画計画の進捗状況の管理 | 年度ごとに男女共同参画計画の進捗状況を管理する。 | 地域振興課 |
| (4) 町民意識調査の実施 | 町民の意識調査を行い男女共同参画の推進状況を把握するための基礎資料とする。また、結果を町民へ公表する。 | 地域振興課 |
| (5) 町職員に対する研修の実施 | 町職員に対する研修に男女共同参画の視点を取り入れる。また、男女共同参画担当課等が実施する研修に参加するよう促す。男女共同参画社会を正しく認識し、性別によって業務内容を固定化しないなど、町職員自らが率先して推進に取り組む。 | 総務課 |
| (6) 大刀洗町特定事業主行動計画の推進 | 仕事と子育ての両立が図りやすい職場づくりを町内事業所にも広めるため、特定事業主行動計画に基づき、町が率先して職員の子育てや勤務環境の整備に取り組む。 | 総務課 |



資料編

大刀洗町男女共同参画推進条例

(平成21年12月28日条例第15号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第9条)

第2章 町の基本施策等(第10条-第20条)

第3章 男女共同参画苦情処理委員(第21条-第28条)

第4章 苦情の申出の処理(第29条-第34条)

第5章 男女共同参画推進審議会(第35条-第43条)

附則

私たちの日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。また、国際的な男女平等推進の流れの中で、昭和60年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定するなど、男女平等実現に向けたさまざまな取り組みが進められてきました。

大刀洗町では、平成7年に「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、同和問題をはじめ、障がい者差別、女性差別、いじめ等、あらゆる差別をなくし、明るく住みよい町の実現に取り組んできました。

しかしながら、現実には性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度、慣習が未だに根強く残っており、男女の自由な活動や、多様な生き方の選択を妨げる大きな要因のひとつになっています。また、新たな問題として配偶者等からの暴力等、人権の視点から解決しなければならない課題が発生しています。さらに近年、少子高齢化などの社会・経済情勢の急速な変化への対応も求められています。

このように刻々と変動する社会情勢に対して、大刀洗町が目指すのは、職域、学校、地域、家庭などの社会のあらゆる分野で男女がお互いの人権を尊重し合い、自らの個性や能力を生かしながら、共に責任を担う男女共同参画社会のまちづくりの実現です。よって、大刀洗町において大刀洗町男女共同参画推進条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、ともに自立し支え合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「男性は仕事を中心、女性は家事、育児、介護が中心」というように性別によって役割を決めようとする意識のことをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に関する男女間の格差を是正するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的にその機会を提供することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等、ごく親しい関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力や虐待(子どもを巻き込んだ暴力を含む。)をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、当該言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) 町民 町に在住、在勤、在学する者及び町を拠点としてさまざまな活動をしている者をいう。
- (7) 事業者等 町内において、公的機関、民間を問わず、かつ、営利、非営利を問わず事業や活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

- (8) 審議会等 町の政策や方針について審議する機関で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 に規定する附属機関及びこれに準ずる機関のことをいう。
- (9) クォータ制 審議会等において、構成員が男女のいずれかに偏らないように、比率を決めることをいう。
- (10) 家族 婚姻、血縁、縁組及び婚姻関係のない事実上の形態等を基礎として生活上の関係を有する社会の自然かつ基礎的な集団単位をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として、職域、学校、地域、家庭等社会のあらゆる分野において、町、町民及び事業者等が協働し、進めるものとする。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育は、重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (4) 男女が、町の諸施策又は事業者等における方針の立案や決定に社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (6) 男女は、生涯にわたり対等で安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性についての理解を深める。また、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
- (7) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、根絶されるよう配慮されること。
- (8) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会の取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行うこと。

(町の責務)

第 4 条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画のまちづくりに関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 町は、男女共同参画を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 町は、町民や事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成促進に取組み、町民、事業者の理解が深まるよう、啓発活動を行い、国及び他の地方公共団体をはじめ、町民、事業者等との連携に努めなければならない。
- 4 町は、審議会等を設置するにあたり、条例等にクォータ制を規定するなど、男女がともに政策や、方針決定の過程に参画する機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 町は、大刀洗町男女共同参画推進審議会の意見を聴いて、積極的に男女共同参画を推進している個人又は事業者等を、男女共同参画推進モデルとして、推奨するよう努めなければならない。
- 6 町は、すべての施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町議会の責務)

第 5 条 町議会は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第 6 条 町民は、男女共同参画社会に関する理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者等は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、男女が、仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者等は、町が行う男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者等は、町と工事請負等の契約を希望し、入札資格審査申請をする場合、町の求めに応じ男女共同参画推進状況について報告するよう努めるものとする。

(性別を理由とした人権侵害行為等の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはならない。

(情報の制限)

第9条 町民及び事業者等は、公衆に表示する情報について、固定的性別役割分担意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行ってはならない。

第2章 町の基本施策等

(総合的な男女共同参画施策の推進)

第10条 町は、男女共同参画施策(以下「施策」という。)を総合的かつ計画的に実施するため、大刀洗町男女共同参画計画(以下「参画計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 町は、参画計画の策定にあたっては、町民及び事業者等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 町は、参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、参画計画の変更について準用する。
- 5 町は、参画計画の実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

(配偶者暴力防止基本計画)

第11条 町は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に基づく基本計画(以下「配偶者暴力防止基本計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 2 町は、配偶者暴力防止基本計画を策定又は変更するに当たっては、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(政策の立案及び決定の過程における男女共同参画)

第12条 町は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、性別にかかわらず、職員の能力と意欲に応じた登用、就業環境の整備等に取り組むとともに、女性職員の職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めなければならない。

(調査の実施等)

第13条 町は、男女共同参画社会推進のための施策の実施に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じて公表するよう努めなければならない。

(啓発事業の実施)

第14条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、町民の理解を深め、意識の高揚を図るため、広報誌の発行及び講座の開催、その他の啓発事業を実施するよう努めなければならない。

(教育の場における支援)

第15条 町は、基本理念に基づいて、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育等、あらゆる教育の分野で、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実を図るよう努めなければならない。

- 2 町は、前項に掲げる男女平等を促進する教育の実現を図るため、教育にかかわる者に対し、男女共同参画の促進に関する研修を実施するよう努めなければならない。

(家庭、地域への支援)

第16条 町は、男女が、家庭、地域において固定的性別役割分担意識にとらわれない対等な関係を形成し、それぞれの場に対等に参画できるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(町民等への支援)

第17条 町は、町民及び地域組織等と協力して、男女共同参画を推進するとともに、町民及び地域組

織等による男女共同参画社会の形成を促進する取り組みを支援するため、相談、助言、啓発、情報提供等を行うよう努めなければならない。

(事業者等への支援)

第 18 条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(施策等の提案)

第 19 条 町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画施策等について、町に提案することができるものとする。

2 町は、提案された男女共同参画施策等について、大刀洗町男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 町は、提案された男女共同参画施策等について、男女共同参画の推進のために有効と認める場合は、その実施に努めなければならない。

(推進体制)

第 20 条 町は、男女共同参画の推進に向けて、必要な体制の整備を図るよう努めなければならない。

第 3 章 男女共同参画苦情処理委員

(男女共同参画苦情処理委員)

第 21 条 町が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は措置についての苦情を処理するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、大刀洗町男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員は、2 人とし、その構成は、男女各 1 人とする。

3 苦情処理委員は、男女共同参画の推進に関する優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委嘱する。

4 苦情処理委員の互選により、代表苦情処理委員を定める。

5 代表苦情処理委員は、合議事項につき苦情処理委員を代表する。

(任期)

第 22 条 苦情処理委員の任期は、3 年とし、通算して 6 年を超えることはできない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときにはこの限りではない。

2 補欠苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 23 条 苦情処理委員には、大刀洗町特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年条例第 17 号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(責務)

第 24 条 苦情処理委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(解職)

第 25 条 町長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員として著しく不適切な言動があると認める場合は、委嘱を解くことができる。

(兼職の禁止)

第 26 条 苦情処理委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員、又は苦情処理委員の公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第 27 条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

第 28 条 苦情処理委員は、その職務遂行にあたっては、町、県及び国の関係機関並びに民間の関係団

体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情の申出の処理

(苦情の申出)

第29条 町民及び事業者等は、町が行う男女共同参画施策及び町が行うその他の施策が、男女共同参画の推進を阻害していると思われること、又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

(苦情処理委員の処理の対象としない事項)

第30条 前条に規定する苦情の申出が次の各号に掲げる事項であるときは、同条の規定にかかわらず、苦情処理委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に請願・陳情等を行っている事項
- (4) 苦情処理委員が行った苦情の申出の処理に関する事項
- (5) その他、調査することが適当でないと苦情処理委員が認める事項

(苦情の申出の処理)

第31条 苦情処理委員は、第29条に規定する苦情の申出があった場合、必要な調査を行い、その結果、必要があると認める場合は、町長に対し、町の施策について意見を表明し、又は施策の改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 前項に規定する意見の表明及び勧告は、苦情処理委員の合議によらなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。また、当該勧告に対する町の措置について苦情処理委員に報告しなければならない。
- 4 苦情処理委員は、町長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表するものとする。ただし、公表にあたっては、個人情報保護等権利に必要な配慮がなされなければならない。

(却下)

第32条 苦情処理委員は、苦情等の申出が第30条に規定する事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

- 2 前項の場合において、苦情処理委員は、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なく通知しなければならない。

(処理の経過及び結果の通知)

第33条 苦情処理委員は、第31条の規定により、調査、意思表示、勧告、是正の要請、若しくは町長に対して公表を求め、又は町長から報告や通知があったときは、苦情の申出を行った者に対して、その旨を通知するものとする。

(調査の協力)

第34条 町は、苦情処理委員が第31条第1項に規定する調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

第5章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第35条 町における男女共同参画社会の実現を図るため、大刀洗町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第36条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第37条 審議会は、12人以内の委員で組織する。ただし、男女いずれか一方の委員の数が10分の4

未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 町民

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第38条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第40条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席)

第41条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第42条 委員には、大刀洗町特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第43条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

附 則

(施行日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

策定の経過

| 年 | 月 | 内 容 |
|---------------|----|-------------------------|
| 2020 (令和2) | 6 | 町民意識アンケート調査実施 |
| | 9 | 第1回 大刀洗町男女共同参画推進審議会（諮問） |
| | 11 | 町内事業所アンケート調査実施 |
| | 12 | 第2回 大刀洗町男女共同参画推進審議会 |
| 2021 (令和3) | 2 | パブリックコメント実施 |
| | 3 | 第3回 大刀洗町男女共同参画推進審議会（答申） |

大刀洗町男女共同参画推進審議会名簿

会長 ◎ 副会長 ○

(順不同、敬称略)

| 所 属 | 氏 名 | 所 属 | 氏 名 |
|---------------|----------|------------------|--------|
| リムリムラボ 代 表 | ◎ 村山 由香里 | 商工会 | 三原 修 |
| 公 募 | 古賀 美木 | 誘致企業会 | 小金澤 裕之 |
| 公 募 | 北川 啓一 | 農業委員会 | 中村 順治 |
| 公 募 | 大場 邦子 | 民生委員・児 童委員協議会 | 棚町 慶一 |
| 区長会 | ○ 松本 照行 | 女性の会 | 溝上 美智留 |

第 2 次大刀洗町男女共同参画計画

令和 3 年 3 月

| | | |
|---|---|--|
| 発 | 行 | 大刀洗町地域振興課 〒 830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地 |
| 電 | 話 | 0942-77-0173 |
| F | A | X 0942-77-3063 |

